

富士見市一般廃棄物処理基本計画 第3次計画  
(素案)

令和2年●月●日

# 目次

第1編 ごみ処理基本計画 .....	1
第1章 計画改定の趣旨 .....	1
1. 趣旨 .....	1
(1) 計画の目的 .....	1
(2) 改定の背景 .....	1
2. 計画期間 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	2
第2章 ごみ処理の現状 .....	3
1. 人口と世帯の動向 .....	3
2. 事業所の動向 .....	4
3. 土地利用の動向 .....	5
4. ごみ処理体制（フロー・収集運搬体制） .....	6
(1) ごみ処理フロー .....	6
(2) 収集・運搬・処分 .....	7
5. ごみ排出量・処分量の推移 .....	9
(1) ごみ総排出量の推移 .....	9
(2) 家庭系ごみ排出量の推移 .....	10
(3) 事業系ごみ排出量の推移 .....	10
(4) 市民1人1日あたりのごみ排出量の推移 .....	11
(5) 資源ごみ排出量の推移 .....	11
(6) 焼却灰・不燃残渣の排出量の推移 .....	12
6. 可燃ごみの組成 .....	13
7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量 .....	14
8. ごみ処理経費 .....	15
9. 不法投棄の現況 .....	16
10. 類似団体との比較 .....	18
第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理 .....	20
1. 数値目標の達成状況 .....	20
(1) 目標の達成状況 .....	20
(2) 国・県の目標値との比較 .....	21
2. 各施策の取組状況と今後の課題 .....	21
第4章 将来予測 .....	24
1. 人口の将来予測 .....	24
2. 事業所数・従業者数の将来予測 .....	25
3. 土地利用の将来予測 .....	25
4. ごみ排出量・処理量の将来予測 .....	26

(1) 家庭系ごみの将来予測.....	27
(2) 事業系ごみの将来予測.....	27
(3) 資源ごみの将来予測.....	27
(4) 処分量の将来予測.....	28
第5章 第3次基本計画.....	29
1. 基本理念・基本施策.....	29
2. 数値目標.....	30
3. 施策の体系.....	32
4. 目標達成に向けた取組.....	33
(1) 環境教育・環境学習の推進.....	33
(2) 4Rの推進.....	44
(3) 収集・運搬・処分計画.....	56
第2編 生活排水処理基本計画.....	64
第1章 生活排水処理の現状.....	64
1. 生活排水処理フロー.....	64
2. 生活排水の処理状況.....	65
(1) 公共下水道.....	65
(2) し尿・浄化槽汚泥.....	65
第2章 生活排水処理の基本方針と目標.....	66
1. 基本方針.....	66
2. 目標.....	66
第3章 生活排水処理の施策.....	67
1. 計画的整備と適切な維持管理.....	67
(1) 公共下水道の整備.....	67
(2) 合併処理浄化槽の普及促進.....	67
2. 収集運搬計画.....	67
(1) 収集運搬計画.....	67
(2) 収集区域の範囲.....	67
3. 処理計画.....	68
(1) 処理の目標.....	68
(2) 施設の適正な維持管理.....	68
(3) 最終処分の目標.....	68

# 第1編 ごみ処理基本計画

## 第1章 計画改定の趣旨

### 1. 趣旨

#### (1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制や適正な分別などを行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、策定するものです。

#### (2) 改定の背景

本市は、平成6年3月に「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第1次計画）」を、平成23年3月に、基本理念「低炭素社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会」を掲げ、令和2年度までの10年間を計画期間とする第2次計画を策定しました。

その後、「ごみ分別アプリ」の配信、「フードドライブ」の実施、「小型家電宅配便回収に関する協定」の締結などを新規に取り組むほか、市民、事業者とともに、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に取り組んできました。

しかし、一人一日あたりの家庭系ごみの排出量や、資源化率などすべての数値については、現在未達成となっています。

一方、人口について、第2次計画の目標年次の人口に対し約800人増加しています。将来予測では、令和7年まで微増し、その後緩やかに減少するとしています。また、事業所数は、大型商業施設の開設により増加しており、今後もシティーゾーンの産業団地整備による増加が予測できます。

さらに、ごみ処理においても環境負荷の軽減につながる取組の重要性が増しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を契機として、生活様式が変化し、家庭ごみが増加傾向にあり、ごみ処理を取り巻く環境も変化しています。

こうした第2次計画の評価や社会状況の変化、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）」を策定しました。

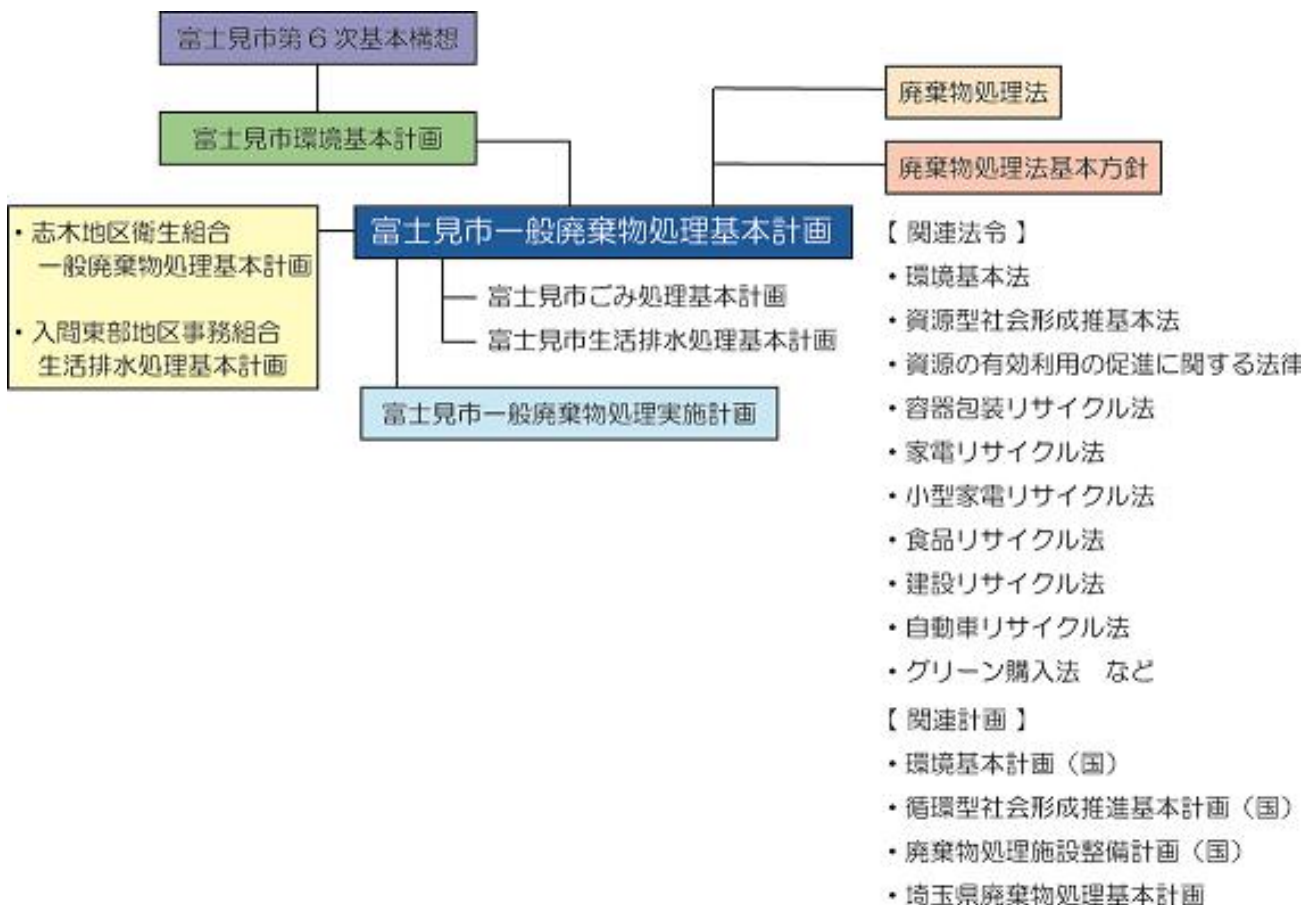
## 2. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までとします。

なお、本計画は、5 年目（令和 7 年度）を中間年度として、計画の達成状況を評価して見直しを行います。また、計画策定の前提条件に大きな変化があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

## 3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、市内の一般廃棄物の処理について、長期的、総合的な基本計画を定めるもので、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。また、本計画は富士見市第 6 次基本構想や富士見市環境基本計画に即し、国・県の計画等と整合を図り策定します。

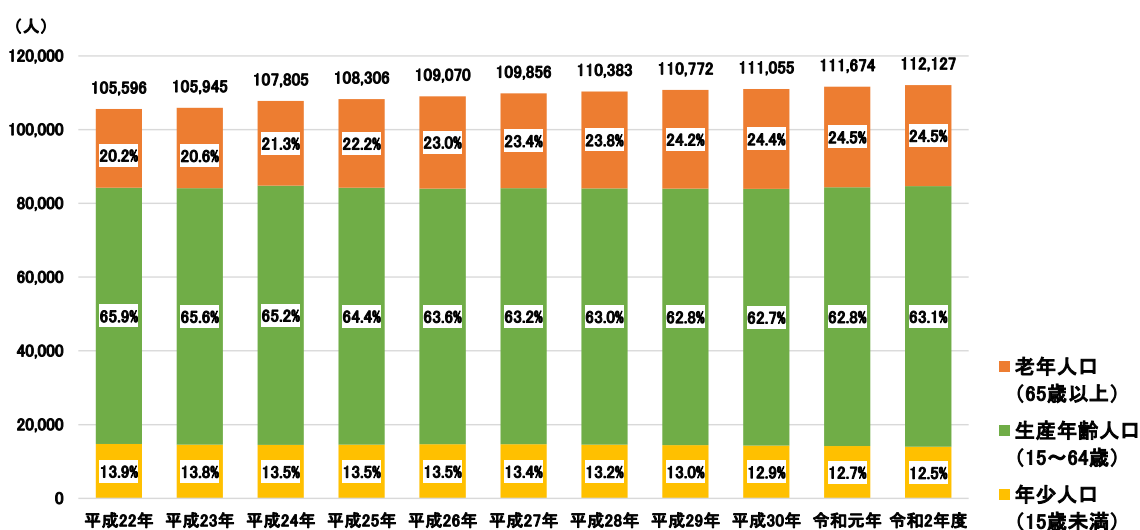


## 第2章 ごみ処理の現状

### 1. 人口と世帯の動向

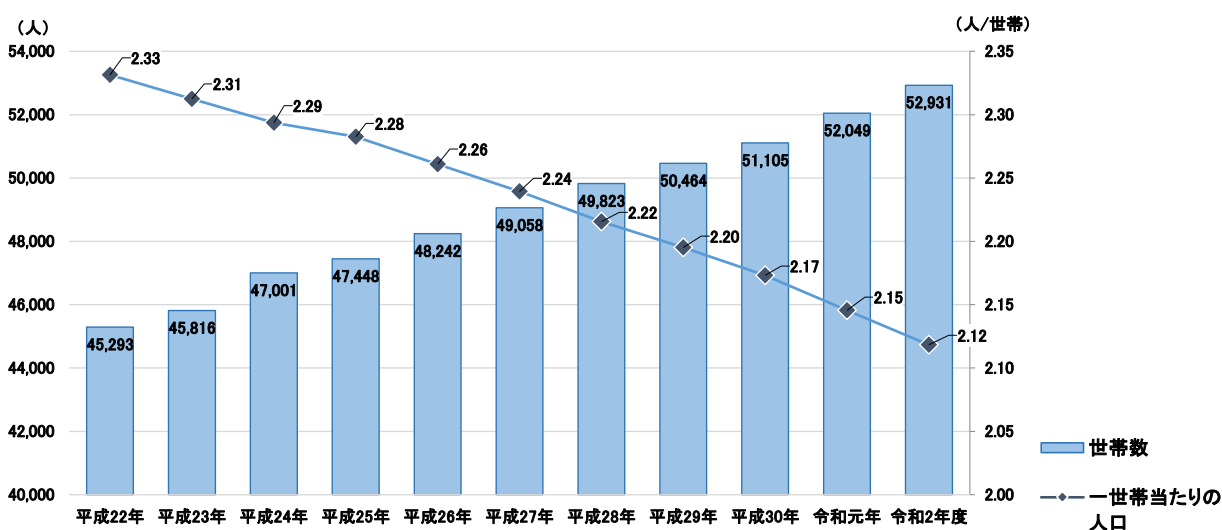
本市の人口は、令和2年10月1日現在、112,127人です。過去10年間の年齢別人口の推移をみると、総人口は増加しており、このうち老年人口は増加し、年少人口、生産年齢人口は微減しています。

また、世帯数は52,931世帯となり、一世帯あたりの人口は2.12人です。世帯数及び一世帯あたりの人口の推移をみると、世帯数は増加し、一世帯あたりの人口は減少しています。



#### 過去10年間の年齢別人口の推移

出典:「統計ふじみ」(住民基本台帳)(各年10月1日現在)



#### 過去10年間の世帯数及び一世帯当たりの人口の推移

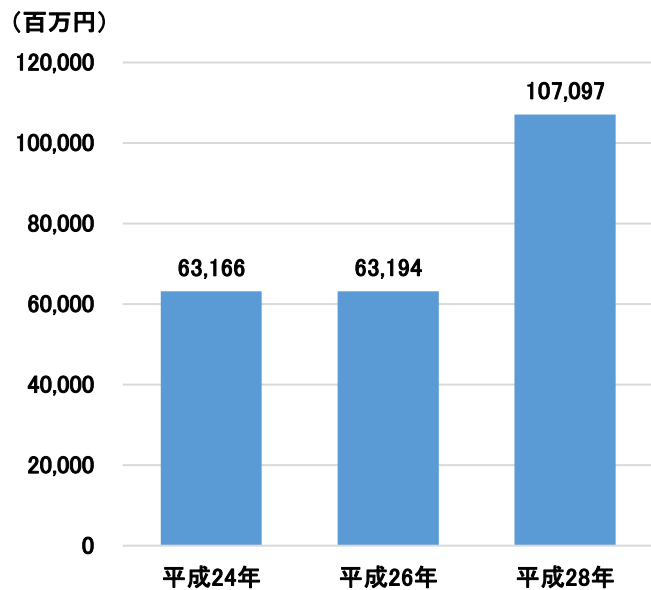
出典:「統計ふじみ」(住民基本台帳)(各年10月1日現在)

## 2. 事業所の動向

本市の事業所数は平成28年6月1日現在 2,923 事業所、このうち第3次産業の事業所数は 2,463 事業所、第2次産業は 458 事業所、割合はそれぞれ 84.3%、15.7%となっています。また、従業者数は、同時期 24,668 人でこのうち第3次産業の従業者数は 21,910 人、第2次産業のそれは 2,741 人、割合はそれぞれ 88.8%、11.1%です。

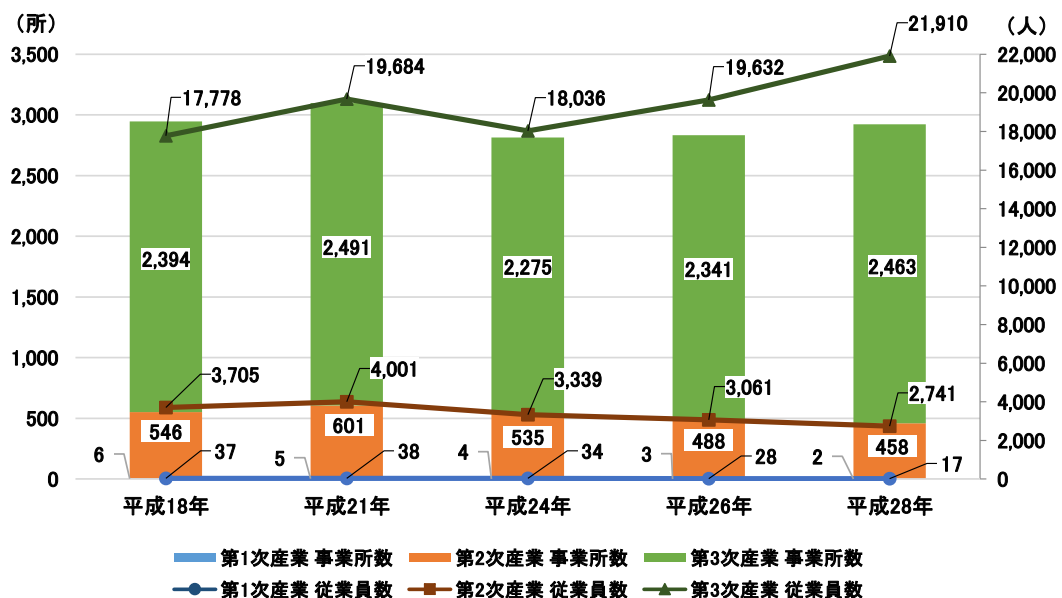
年間商品販売額は平成28年で約 1,070 億 9,700 万円であり、県内40市中 29 位となっています。このうち卸売業は約 119 億 700 万円で、40市中 35 位、小売業は約 869 億 8100 万円で 40市中 20 位となっています。

事業所数、従業者数及び年間商品販売額が平成28年に増加しているのは、主に平成27年に大型商業施設が開設したことによるものです。



卸売業・小売業年間商品販売額

出典：総務省・経済産業省平成24・28年  
経済センサス活動調査結果  
経済産業省平成26年商業統計調査



産業別事業所数と従業者数の推移

出典：統計ふじみ(富士見市)

### 3. 土地利用の動向

---

本市は、これまで土地区画整理事業などの都市基盤整備を行い、住宅都市として発展し、市内3駅を中心に人口が増加してきました。近年は、都市計画制度を活用し、市街化調整区域に大型商業施設や一定の住宅の立地が見られます。また、旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入により、人口が増加している地域があります。現在、産業施設の立地を誘導するための取組や、鶴瀬駅周辺での土地区画整理事業により、今後、土地利用の変化が予想できます。



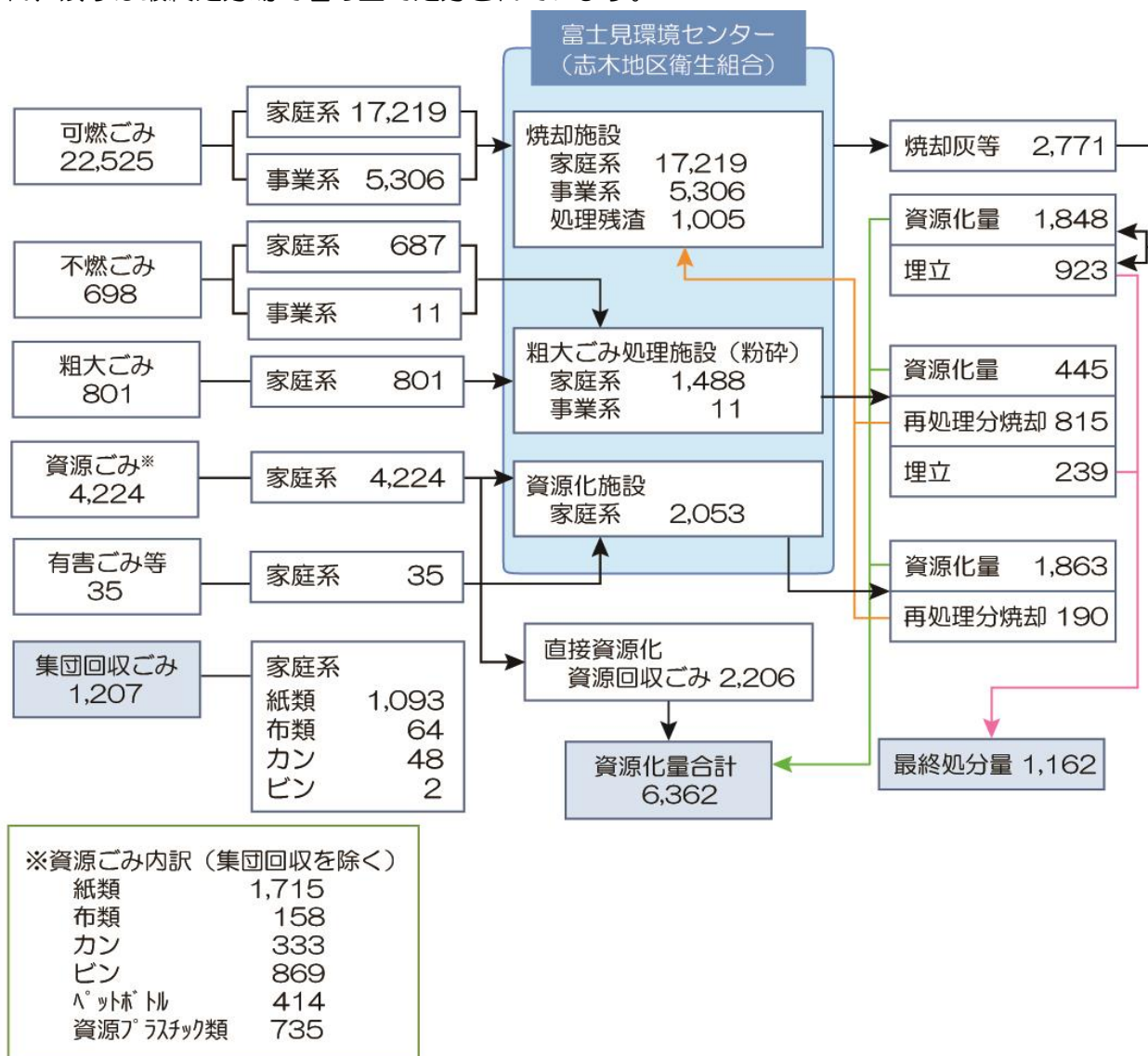
## 4. ごみ処理体制（フロー・収集運搬体制）

### （1）ごみ処理フロー

本市で排出されるごみは、下図に示す流れにより、資源ごみの分別回収や、焼却、最終処分を行っています。

本市では、家庭系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（資源プラスチック、ビン類、カン、ペットボトル、紙・布類）、有害ごみの9分別とし、収集しています。一方、会社や事務所、商店など事業活動により排出される事業系ごみは、事業者自らの責任により処理されています。

家庭系ごみのうち、リサイクルできるものを除いたごみは、ごみ処理施設（富士見環境センター）で焼却しています。焼却で発生した焼却灰は、一部は建設工事資材の材料等として利用され、残りは最終処分場で埋め立て処分されています。



（平成 30 年度実績、単位：t）  
出典：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）  
「統計ふじみ」（富士見市）

## (2) 収集・運搬・処分

### ① 収集運搬体制

ごみの収集、運搬について、家庭系ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者及び資源回収業者に委託、資源回収業者との協定により行っています。また、事業系ごみは、各事業者が直接または許可業者に委託し、ごみ処理施設に搬入しています。

### 収集・運搬の内訳

区分	ごみの種類	処理区分		処理主体	
組合搬入処理 ※	可燃ごみ	収集運搬	家庭系	市（委託）	
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）	
		中間処理（焼却）		組合（委託）※	
		最終処分（残渣処理）		組合（委託）※	
	不燃ごみ 粗大ごみ （家庭系のみ）	収集運搬	家庭系	市（不燃ごみ：委託、粗大ごみ：直営）	
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）	
		中間処理（破碎）		組合（委託）※	
		最終処分	資源物（売却）	組合（委託）※	
	残渣処理		組合（委託）※		
	ビン カン	収集運搬	家庭系	市（委託）	
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）	
		中間処理（選別）		組合（委託）※	
		資源化	資源物（売却）	組合（委託）※	
	容器包装リサイクル協会		組合（委託）※		
	ペットボトル	収集運搬	家庭系	市（委託）	
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）	
		資源化		容器包装リサイクル協会	
		資源化		容器包装リサイクル協会	
資源プラスチック （家庭系ごみ）	収集運搬	家庭系	市（委託）		
		中間処理（選別）		組合（委託）※	
	資源化		容器包装リサイクル協会		
	資源化		容器包装リサイクル協会		
有害ごみ （家庭系ごみ） [乾電池、蛍光灯、水銀計]	収集運搬		市（委託）		
	保管		組合（委託）※		
	資源化		組合（委託）※		
	資源化		組合（委託）※		
定期資源回収	紙類	新聞	回収処理	市（東入間資源リサイクル協同組合）	
		段ボール			
		雑誌類			
		紙パック			
布類	衣類	回収処理 （資源回収登録団体）	資源回収登録業者		
	毛布				
集団資源回収	紙類	新聞		回収処理 （資源回収登録団体）	資源回収登録業者
		段ボール			
		雑誌類			
		紙パック			
布類	衣類	回収処理 （資源回収登録団体）		資源回収登録業者	
	毛布				
ビン類	ビン	回収処理 （資源回収登録団体）	資源回収登録業者		
金属類	金属類				

※組合とは、本市と志木市、新座市の三市で構成される志木地区衛生組合のことです。

## ② 定期資源回収

本市の定期資源回収は、資源回収業者で構成されている東入間資源リサイクル協同組合（市指導で組合化）との協定により実施しています。市内の資源ごみの定期回収を奨励制度により推進する事業です。資源回収業者の育成に効果的であるほか、委託契約による回収に比較し、行政・市民・事業者の協働と信頼関係により市の財政負担が膨らまない回収事業となっています。平成5年6月1日から実施しています。

## ③ 集団資源回収

本市では平成2年に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を導入し、紙類（新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、雑がみ）・布類、カン、生ピンを回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。

## ④ 中間処理施設

富士見市から排出される一般廃棄物は、志木地区衛生組合（本市、志木市及び新座市で構成される一部事務組合）の処理施設で処理されています。志木地区衛生組合とその施設の概要は以下のとおりです。

### ★志木地区衛生組合の概要

構成市	志木市・新座市・富士見市
設立	昭和39年6月1日
処理面積	51.60km <sup>2</sup> (志木市：9.05km <sup>2</sup> 新座市：22.78km <sup>2</sup> 富士見市：19.77km <sup>2</sup> )
処理人口	352,757人 (志木市：76,189人 新座市 165,552人 富士見市 111,016人) (各平成30年4月1日現在)
所在地	事務局：富士見市大字勝瀬480番地

### ★富士見環境センターの概要

(敷地面積 20,841.75m<sup>2</sup>, 建築延面積 14,879.76m<sup>2</sup>)

ごみ焼却炉	180t/24H (90t × 2基)
焼却灰含有重金属処理施設	15t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.6t/24H
粗大ごみ・ビン処理施設	
粗大ごみ・不燃ごみ系列	25t/5H
ビン系列	13t/5H
リサイクルプラザ	
資源プラスチック分別処理施設	26t/5H

★新座環境センターの概要

(敷地面積 10,940.02m<sup>2</sup>)

【東工場 (建築延面積 3,245.10m<sup>2</sup>)】

ごみ焼却炉	90t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	8.4t/24H
粗大ごみ切断処理施設	5t/5H

【西工場 (建築延面積 2,527.09m<sup>2</sup>)】

ごみ焼却炉	90t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.4t/24H

⑤ 最終処分

富士見市内を含め、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣については埼玉県環境整備センターや民間施設に埋め立てられています。

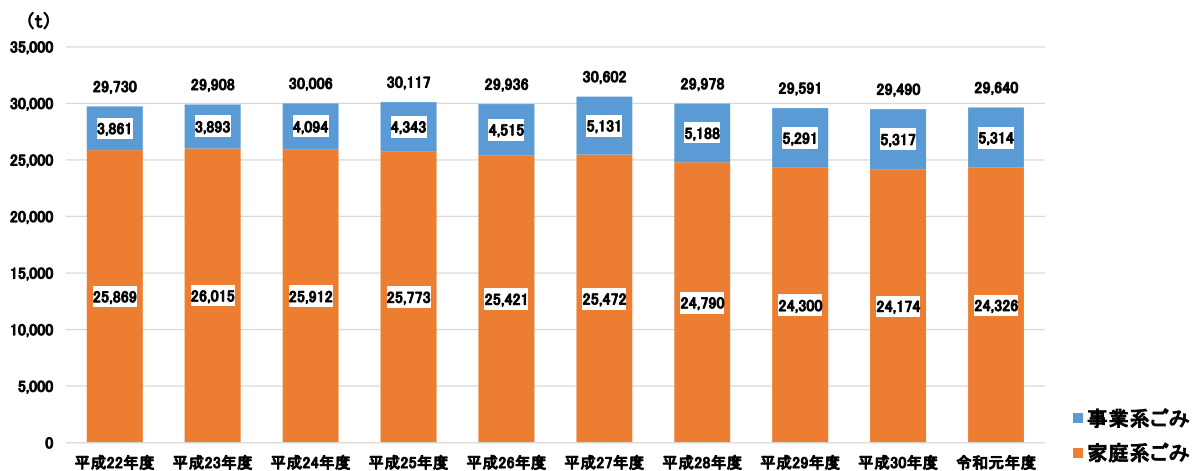
埋め立てる量を減らすにあたって焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託してセメントや人工砂の減量としてリサイクルしています。

5. ごみ排出量・処分量の推移

(1) ごみ総排出量の推移

近年の本市のごみ排出量は、人口、事業所数や従業者数が増加しているものの、減少傾向にあります。これは、ごみの減量化や資源化に取り組んできた成果といえます。

また、令和元年度実績値で、第2次計画での令和元年度の推計値(30,708t)より約1,000t減少しています。



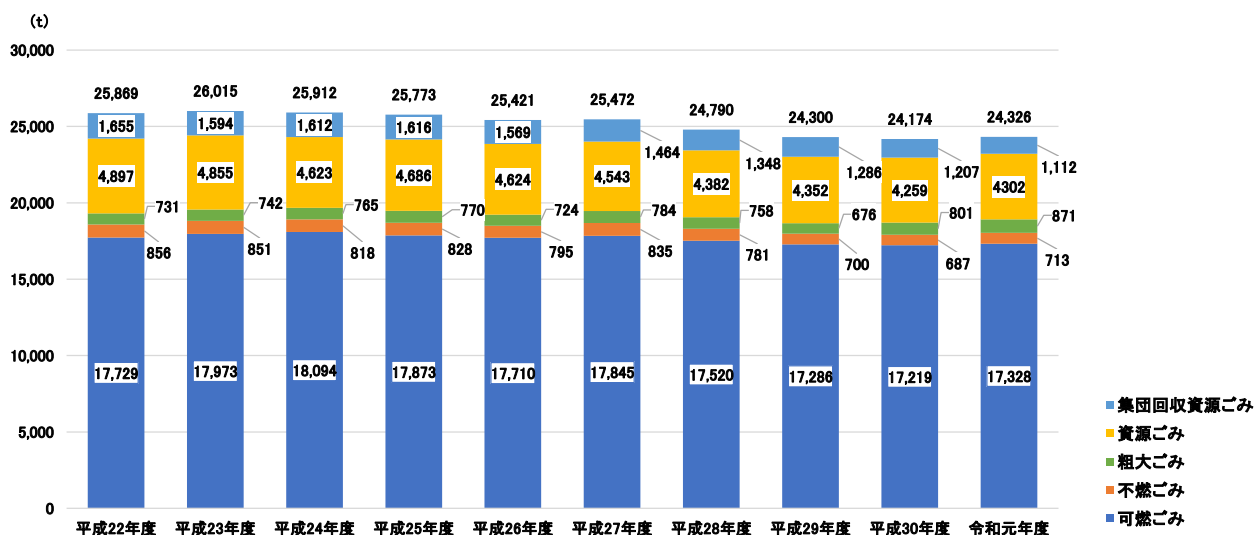
※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

富士見市のごみ総排出量の推移

出典:「統計ふじみ」(令和元年度版,富士見市)

## (2) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみの排出量は、近年約 25,000t とほぼ横ばいで推移しています。このうち、可燃ごみと資源ごみは減少傾向にあり、粗大ごみは増加傾向にあります。

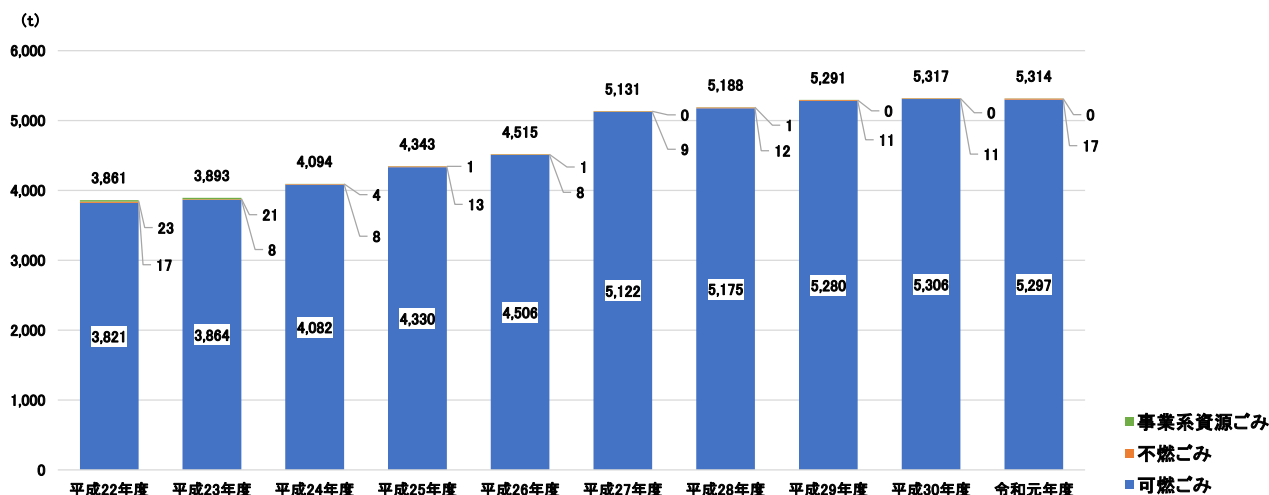


富士見市の分類別家庭系ごみ排出量の推移

出典:「統計ふじみ」(令和元年度版,富士見市)

## (3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、大部分を可燃ごみが占めており、令和元年度では、平成22年度から約 1,476t 増加しています。



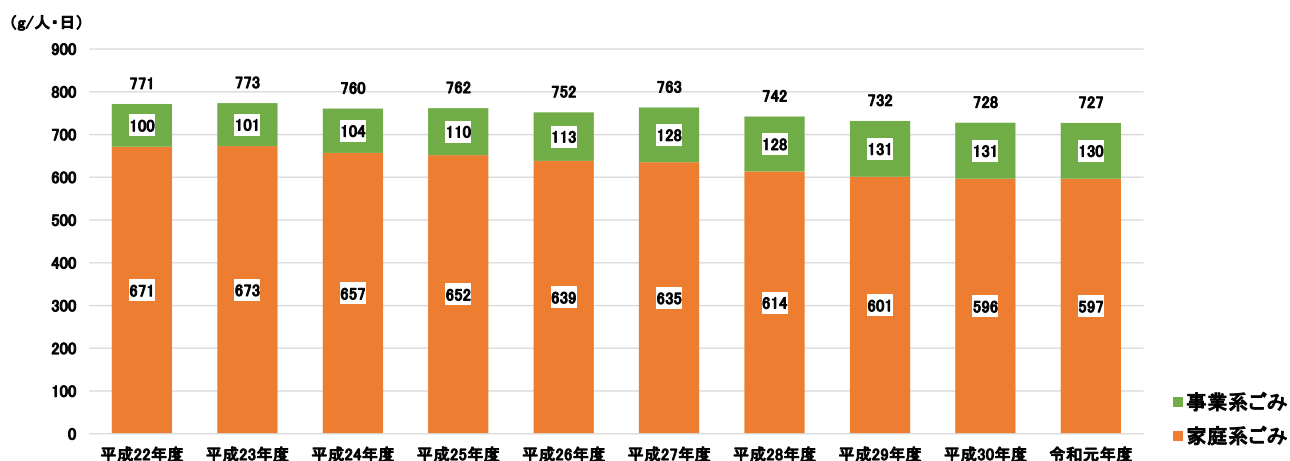
富士見市の分類別事業系ごみ排出量の推移

出典:「統計ふじみ」(令和元年度版,富士見市)

#### (4) 市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移

市民 1 人一日あたりの総排出量は令和元年度 727g となり、平成 22 年度から 44g 減少しています。

その内、市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は、平成 22 年度以降減少傾向にありますが、事業系ごみは増加傾向にあります。



※1 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※2 それぞれの算定式は以下のとおりです。

- ・ 家庭系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量 =  $\frac{\text{家庭ごみ排出量(家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系粗大ごみ + 家庭系資源ごみ + 集団資源回収)}}{\text{人口} \div \text{年間日数}}$
- ・ 事業系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量 =  $\frac{\text{事業系ごみ(事業系可燃ごみ + 事業系不燃ごみ + 事業系資源ごみ)}}{\text{人口} \div \text{年間日数}}$

#### 市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

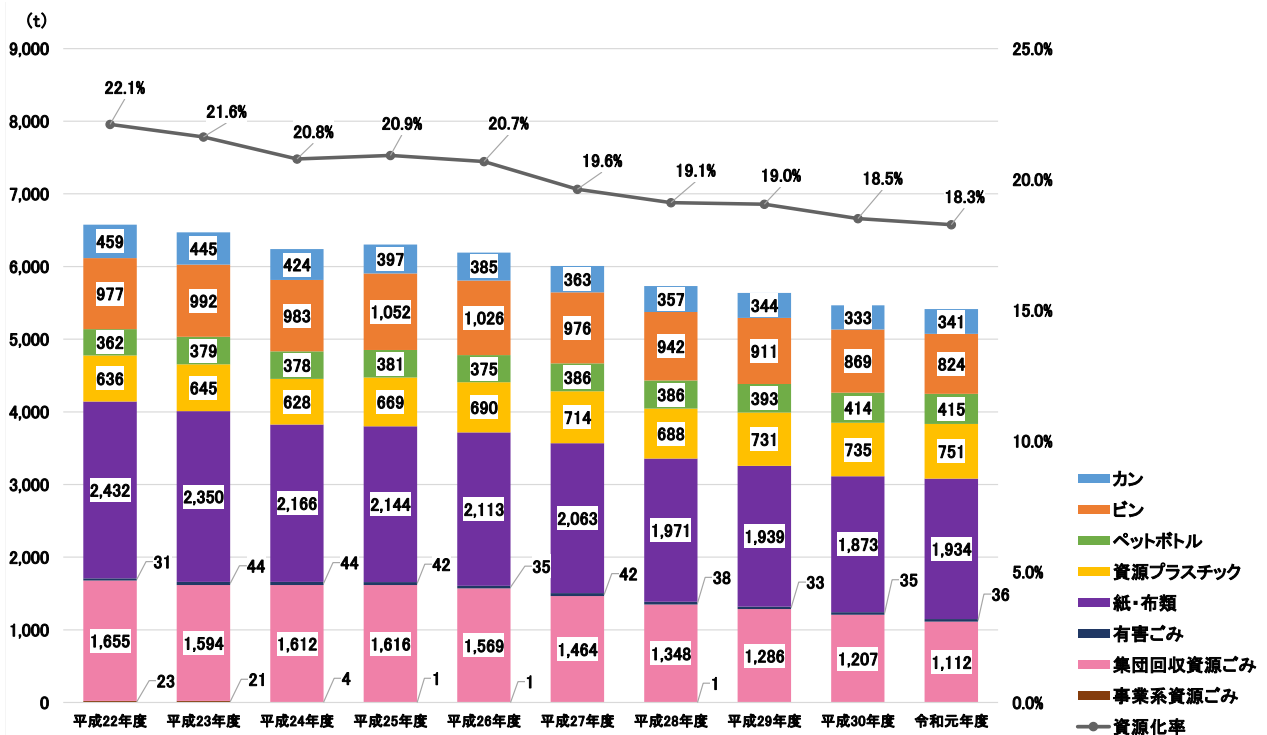
出典:「統計ふじみ」(令和元年度版,富士見市)を基に算定

#### (5) 資源ごみ排出量の推移

資源ごみの排出量は、令和元年度 5,414t で、平成 22 年以降減少しており、資源化率<sup>※</sup>は 18.3%となっています。特に、紙・布類の減少が顕著となっています。その要因として、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や週刊誌の発行部数の減少が考えられます。

一方、資源プラスチックやペットボトルは増加傾向にあります。これはごみの分別の徹底がされるようになったことなどが要因の一つと考えられます。

※ 資源化率とはごみ総排出量のうち資源ごみの割合を指します（集団回収を含む）。



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

### 富士見市の減量化・資源化・リサイクルの状況

出典:「統計ふじみ」(令和元年度版,富士見市)、「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

## (6) 焼却灰・不燃残渣の排出量の推移

焼却灰・不燃残渣の排出量は、平成23年度から令和元年度までの間に90.7 t減少しています。これはごみの総排出量が減少傾向にあることが一因となっています。

### 焼却灰・不燃残渣の排出量の推移

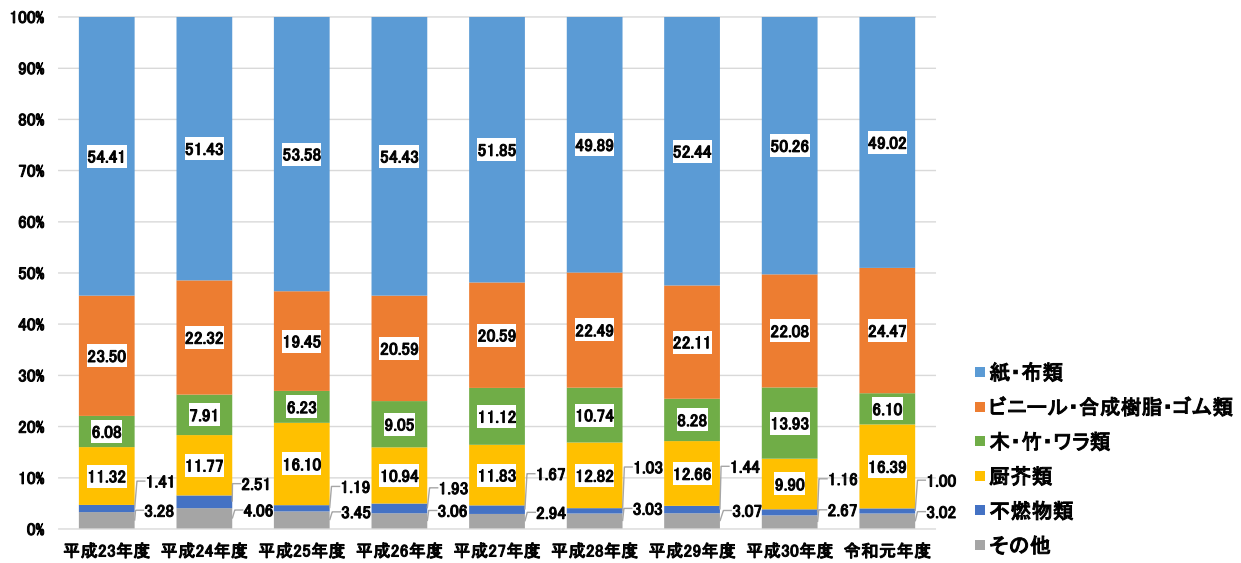
	焼却灰	集じん灰	不燃残渣		合計
			粗大・不燃残渣	廃乾電池・廃蛍光管・キレート	
平成23年度	2053.3	886.8	262.3	41.8	3244.2
平成24年度	2143.7	886.1	186.8	40.1	3256.8
平成25年度	2064.0	899.5	121.7	38.5	3123.8
平成26年度	2041.1	910.7	148.5	36.3	3136.6
平成27年度	1905.7	905.0	217.5	39.8	3067.9
平成28年度	1914.4	882.0	246.6	38.2	3081.3
平成29年度	1884.7	891.7	236.1	34.3	3046.8
平成30年度	1935.5	885.0	243.3	34.3	3098.0
令和元年度	1929.1	923.0	266.4	35.0	3153.5

参考:「志木地区衛生組合の概要」(令和元年度版)を基に構成市のごみ処理人口で按分

## 6. 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成は、令和元年度で紙・布類が約 49%、ビニール・合成樹脂・ゴム類が約 24%、木・竹・ワラ類が約 6%、厨芥類が約 16%となっています。紙・布類は減少傾向にあり、またビニール・合成樹脂・ゴム類、厨芥類は増加傾向にあります。これらには、資源として回収すべきものが多分に含まれています。

また、可燃ごみの性状分析の結果、令和元年度分の水分の割合は 48.57%となり、ほぼ横ばい状態が続いています。



種類別組成(乾物基準)

出典:「志木地区衛生組合の概要」

## ごみ性状分析結果湿物基準成分一覧

(単位: %)

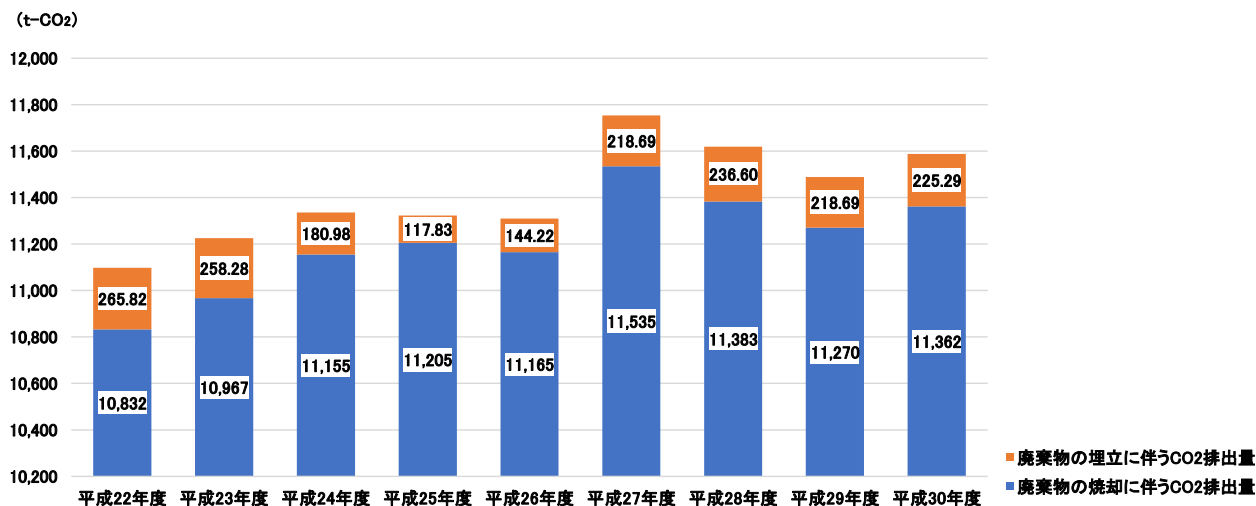
項目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
湿物基準	水分	49.82	47.93	48.20	50.44	47.22	50.41	47.09	47.42	48.57
	灰分	6.87	6.75	6.68	6.13	6.05	5.17	5.65	5.27	4.70
	可燃分	43.31	45.32	45.12	43.43	46.73	44.42	47.26	47.31	46.73
	低位発熱量 (kcal)	1,876	1,899	1,854	1,710	1,900	2,017	1,963	1,930	2,058

出典:「志木地区衛生組合概要」



## 7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量は、ごみの焼却量の増加によって近年多くなっていますが、可燃ごみ排出量の変動に伴って、平成27年度をピークに変動しつつも減少傾向にあります。



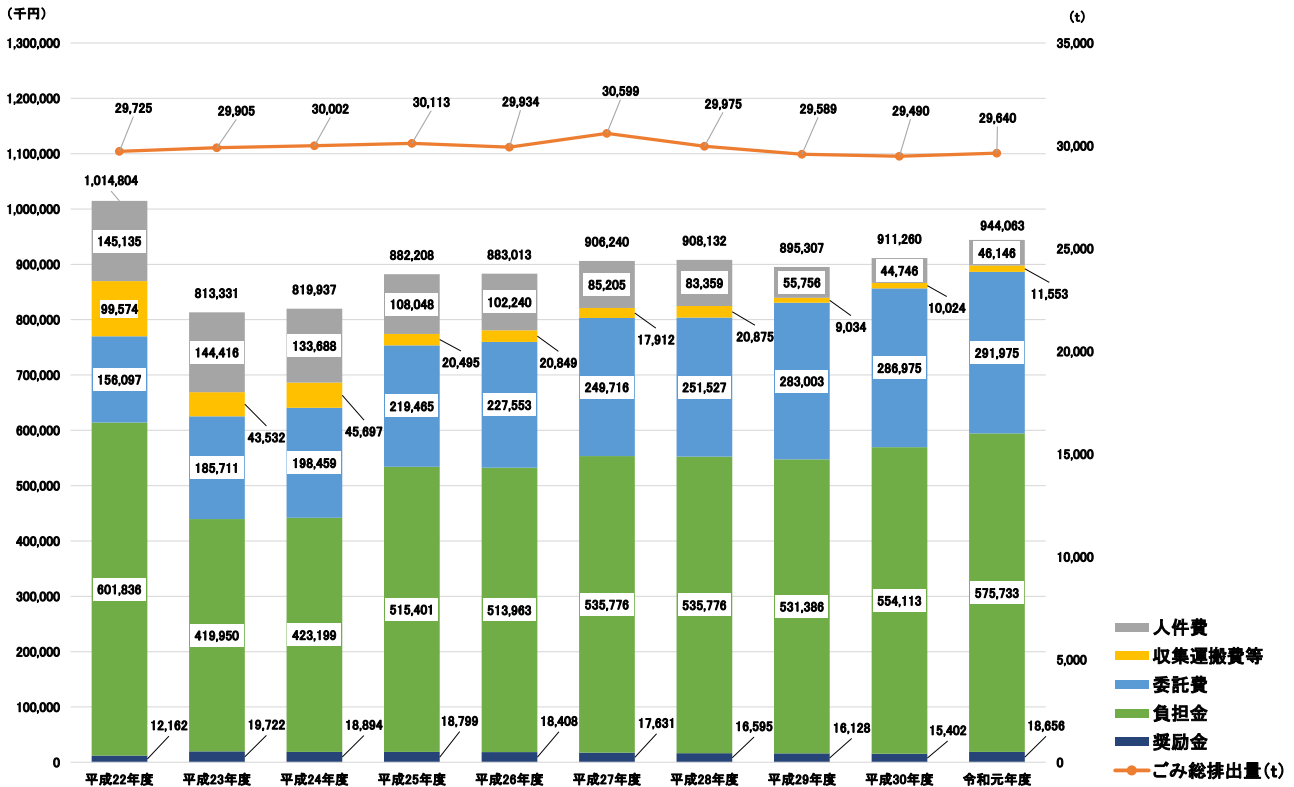
ごみの焼却・埋立に伴う温室効果ガス排出量

参考:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)を基に算出

## 8. ごみ処理経費

令和元年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く。）は、志木地区衛生組合への負担金、収集運搬費などで、総額約9億4千万円となっています。ごみ処理人口からみると、1人当たり年間8千円程度となっています。

近年、ごみの処理経費はおおむね横ばい傾向ですが、そのうち、収集運搬費及び人件費が減少している反面、収集運搬委託費が増加しています。



### ごみ処理経費の状況

出典:「富士見市一般廃棄物処理基本計画 第2次計画改訂版」(富士見市)  
「富士見市の環境」(平成30年度版, 富士見市)

また、1人当たり年間ごみ処理原価・1kg当たりの年間ごみ処理原価は以下のとおりです。

### (実態調査値)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
1人当たり年間ごみ処理原価(千円)	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1kg当たり年間ごみ処理原価(円)	34.1	27.2	27.3	29.3	29.5	29.6	30.3	30.3	30.9	31.9

出典:「富士見市一般廃棄物処理基本計画 第2次計画改訂版」(富士見市)  
「富士見市の環境」(平成30年度版, 富士見市)

## 9. 不法投棄の現況

不法投棄の発生件数、不法投棄物と市民等によるクリーン作戦でのごみの回収量及び不法投棄されたごみ（クリーン作戦などで回収されたごみを含む。）を処分する際の財政負担は下表のとおりです。

不法投棄の発生件数は、平成 29 年度からは増加傾向にあります。また、平成 13 年の「家電リサイクル法」の改正に伴い、地方自治体で処理することができなくなった家電 4 品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）について、不法投棄は減少傾向にあります。

### 不法投棄発生件数

(単位：件)

年度	ごみ集積所	公園	その他	合計
平成 22 年度	77	5	153	235
平成 23 年度	101	4	171	276
平成 24 年度	122	2	118	242
平成 25 年度	70	1	109	180
平成 26 年度	59	0	76	135
平成 27 年度	65	0	17	82
平成 28 年度	26	0	6	32
平成 29 年度	82	0	26	108
平成 30 年度	47	2	66	115

出典：「富士見市の環境」(令和元年度版)

### 不法投棄等の回収量

(単位：kg)

年度	不法投棄物	市民等によるクリーン作戦	
		空き缶	その他のごみ
平成 22 年度	12,020	320	17,700
平成 23 年度	13,160	220	11,580
平成 24 年度	7,440	20	14,960
平成 25 年度	8,640	660	17,480
平成 26 年度	7,240	460	14,940
平成 27 年度	6,460	520	14,220
平成 28 年度	4,860	180	11,520
平成 29 年度	5,950	100	7,700
平成 30 年度	7,720	160	13,060

出典：「富士見市の環境」(令和元年度版)

## 不法投棄に伴う財政負担

(単位:円)

年度	処理委託費等	不法投棄家電 リサイクル料金	志木地区衛生 組合負担金	処理費総額
平成 22 年度	363,720	296,494	423,922	1,084,136
平成 23 年度	382,987	365,076	417,596	1,165,659
平成 24 年度	303,292	269,603	395,856	968,751
平成 25 年度	285,075	238,050	488,720	1,011,845
平成 26 年度	267,894	246,132	416,707	930,733
平成 27 年度	159,300	0	386,125	545,425
平成 28 年度	396,900	208,224	318,168	923,292
平成 29 年度	327,240	96,432	262,830	686,502
平成 30 年度	701,498	39,490	410,251	1,151,239

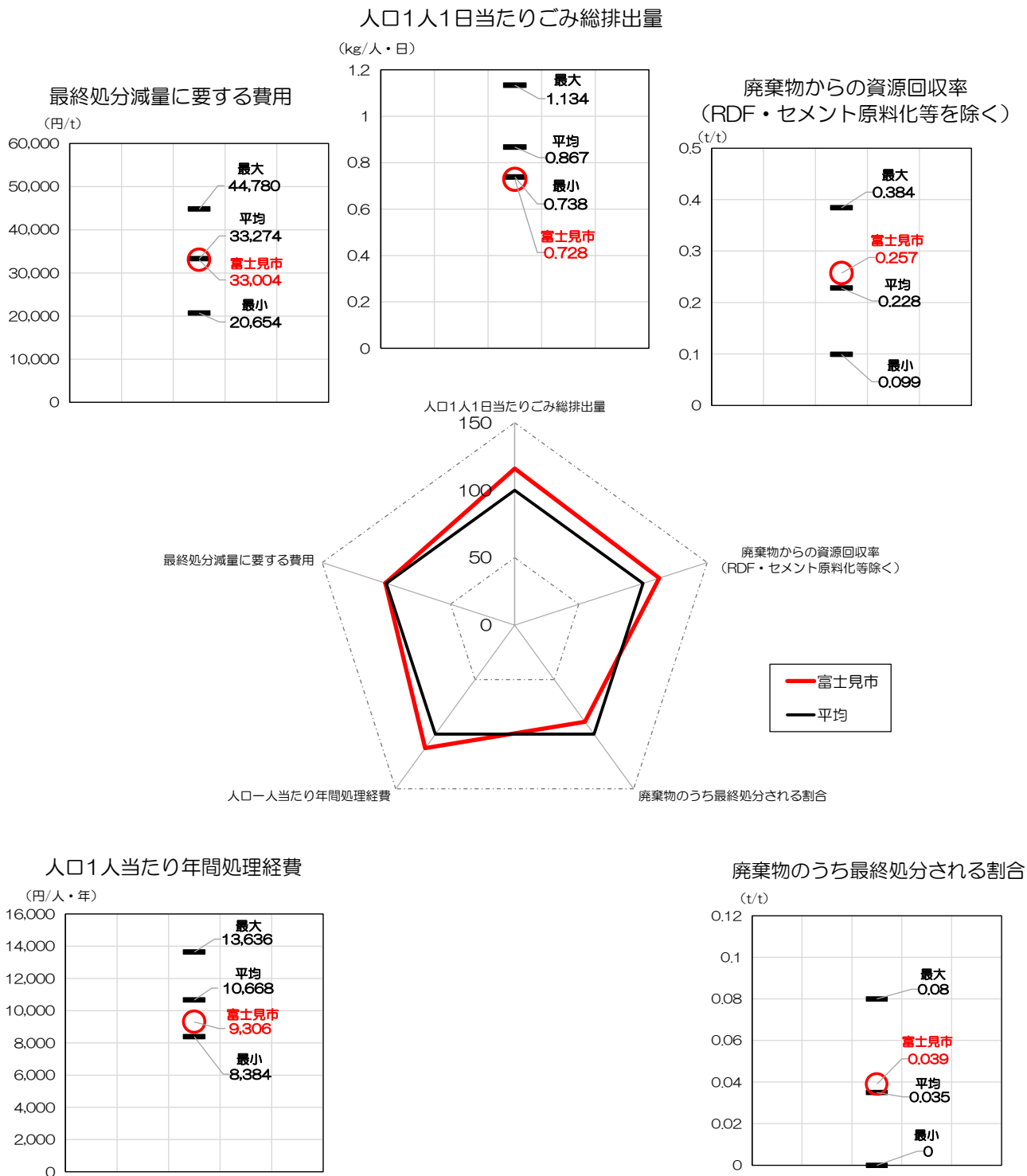
※1 自動車リサイクル手数料を含みます。

※2 「志木地区衛生組合負担金」は構成市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の額です。

出典:「富士見市一般廃棄物処理基本計画 第2次計画改訂版」(富士見市)  
「富士見市の環境」(令和元年度版)

## 10. 類似団体との比較

本市とともに志木地区衛生組合の構成市である志木市と新座市の他、本市と人口規模が類似した県内の20自治体（人口が7万5千人から17万人まで）を類似団体として選定し、比較を行いました。



市町村名	人口	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
富士見市	111,055	0.728	0.257	0.039	9,306	33,004
行田市	81,522	0.992	0.099	0.013	8,663	20,654
飯能市	79,779	0.819	0.224	0	11,008	36,345
加須市	113,334	0.995	0.384	0.03	12,396	33,527
本庄市	78,442	1.134	0.123	0.035	9,792	23,422
東松山市	90,216	0.931	0.185	0.08	10,126	31,153
狭山市	151,817	0.796	0.284	0.007	11,699	36,646
鴻巣市	118,933	0.793	0.189	0.002	11,105	36,878
深谷市	143,834	1.102	0.134	0.019	9,719	24,100
戸田市	139,383	0.884	0.180	0.068	8,384	24,929
入間市	148,452	0.853	0.213	0.056	10,640	32,608
朝霞市	139,822	0.738	0.314	0.029	8,559	28,190
志木市	76,225	0.758	0.289	0.037	12,094	41,201
和光市	82,698	0.739	0.254	0.04	11,312	42,232
新座市	165,434	0.761	0.259	0.039	9,329	31,838
桶川市	75,387	0.747	0.257	0.078	12,224	43,873
久喜市	153,757	0.830	0.264	0.021	13,636	44,780
八潮市	91,148	0.952	0.162	0.049	9,608	25,943
三郷市	137,287	0.967	0.185	0.08	8,571	23,699
坂戸市	101,227	0.776	0.203	0.025	11,939	38,148
ふじみ野市	114,240	0.753	0.215	0.012	12,608	45,888
平均値	114,000	0.867	0.228	0.035	10,668	33,274
最大値	165,434	1.134	0.384	0.08	13,636	44,780
最小値	75,387	0.738	0.099	0	8,384	20,654

※「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)を用いて算定しているため、公開データと数値が若干合わない場合があります。

### 【分析・評価】

人口1人1日当たりごみ総排出量	類似団体20自治体より低い排出量(最小値)となり、国の「循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月)で定めた目標約850g/人・日を達成しています。今後も引き続き排出抑制の意識や取組を推進することが求められます。
廃棄物からの資源回収率	平均値より高い値となりました。国目標の約27%の達成に向けてリサイクルの取組を促進することが求められます。
廃棄物のうち最終処分される割合	平均値を若干下回りました。ごみの減量・資源化効果が高いと考えられます。
人口1人当たり年間処理経費	平均値より低い値となりました。みの減量・資源化効果が高いと考えられます。
最終処分減量に要する費用	平均値より若干高い値となりました。

### 第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理

#### 1. 数値目標の達成状況

##### (1) 目標の達成状況

第2次計画は、平成30年度現在では下表のとおり未達成となっております。

この要因として、ごみ排出量については、分別や生ごみ水切りの取組周知が不足していたこと、また、資源回収量については、可燃ごみに含まれる資源ごみの分別不足や容器包装物の軽量化などによる資源物の発生量自体の減少が進んでいることが考えられます。

項目		平成30年度実績	令和2年度目標	目標までの進捗率
ごみ排出量	ごみの総排出量 (t)	29,490	28,741	97.5%
	家庭系排出量 (t) ※1	22,966	21,987	95.7%
	1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量 (g) ※2	567	542	95.6%
	事業系排出量 (t)	5,317	4,990	93.8%
資源回収量	資源総回収量 (t)	5,466	6,585	83.0%
	資源化率 (%)	18.5	22.9	80.8%
	定期収集による資源ごみ回収量 (t)	4,259	4,821	88.3%
	集団資源回収量 (t)	1,207	1,764	68.4%

※ 家庭系排出量及び1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量の算定式は以下のとおりであり、集団資源回収及び資源ごみ量は含まれていません。

※1 家庭系排出量(t) = 家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系粗大ごみ + 家庭系資源ごみ

※2 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) = (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系資源ごみ + 家庭系粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

出典:「統計ふじみ」(富士見市)

「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)

## (2) 国・県の目標値との比較

国は、廃棄物処理基本方針及び循環型社会形成推進基本計画において、埼玉県は第8次埼玉県廃棄物処理基本計画において、一般廃棄物の減量化・資源化の目標を下表のとおり設定しています。家庭系ごみ排出量については、国の廃棄物基本方針及び埼玉県の目標を達成していますが、事業系ごみ排出量及び資源化率については達成していません。

項目	令和2年度目標			富士見市 平成30年度実績
	国	県	富士見市	
ごみの総排出量 (t)	平成24年度比 約12%減	—	28,741	平成24年度比 約2%減
1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量 (g)	500 <sup>※1</sup>	503 <sup>※2</sup>	542 <sup>※3</sup>	567
事業系排出量 (t)	—	平成25年度比 約10%減	4,990	平成25年度比 約30%増
資源化率 (%)	約27	—	22.9	18.5

※ 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量の算定式は、国、県及び富士見市で以下のとおりです。

※1 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) = 家庭系ごみ排出量(集団回収量と資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※2 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) = 家庭系ごみ排出量(生活ごみ排出量から資源ごみを除いた値) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※3 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量(g) = (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系資源ごみ + 家庭系粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

## 2. 各施策の取組状況と今後の課題

第2次計画における各施策の取組状況と課題は、次のとおりです。

### ① 発生・排出抑制・資源化計画

#### ◆ 家庭系ごみ排出抑制の推進

施策の内容	取組状況	課題
資源化率向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ分別アプリの導入</li> <li>認定事業者との協定締結による小型家電の資源化の促進</li> <li>ホームページや広報紙での集団資源回収実施の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭から排出される剪定枝・廃食用油の資源化</li> <li>可燃ごみとして排出されているプラスチック・紙類の分別の徹底</li> <li>資源回収の推進</li> </ul>
生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士見ふるさと祭りエコ広場や街頭活動を通じ生ごみの水切りの啓発</li> <li>出前講座での食品ロスの削減の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水切りの推進のほか、生ごみの発生抑制の啓発</li> <li>食品ロスの削減</li> <li>ばら売り、量り売りの利用</li> </ul>



環境教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や町会など参加者の年齢層に応じた出前講座の実施</li> <li>・富士見市環境施策推進市民会議との共催による環境講座の実施</li> <li>・「富士見の環境」の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い世代、外国籍の方への環境教育の充実</li> <li>・行政側からの発信</li> </ul>
市民への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見ふるさと祭りエコ広場で環境団体や企業と連携した楽しく学べる場の提供</li> <li>・パンフレットやごみ分別アプリによる資源化・減量化の意識の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い世代、外国籍の方への効果的なPR方法の検討</li> <li>・4R推進のための周知</li> </ul>
環境に配慮した物品の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見ふるさと祭りエコ広場でのエコマーク商品配布による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンウェイプラスチック等の使用削減</li> <li>・グリーン購入の普及啓発</li> </ul>
店頭・販売店回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型店舗での実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭回収実施店と連携した情報発信</li> </ul>
バイオマスの研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設生ごみの堆肥化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化問題・廃棄物問題の両面からの利活用の研究</li> </ul>
家庭系ごみの有料化の研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志木地区衛生組合と構成市との協議及び検討の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志木地区衛生組合、構成市との連携による研究の継続</li> </ul>

◆ 事業系ごみの排出抑制の推進

施策	取組状況	課題
エコアクション 21・ISO14001 の導入啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体との共同によるエコアクション 21 の導入啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体との共同による認証取得に向けた導入啓発の継続</li> </ul>
過剰包装の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会を通じた啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばら売り、量り売りの促進</li> <li>・事業者と連携した情報発信</li> </ul>
個人事業者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬業者との連携により、不適正排出に対して個別に排出・処理の指導を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者責任・処理方法の周知</li> </ul>
発生源の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物を多く排出する多量排出事業者への指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の再生利用を推進する事業者の取組支援のための円滑な処理体制の確保</li> </ul>
食品廃棄物の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや広報で「食べきりタイム」の啓発を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物の減量化を推進する食品関連事業者の取組支援のための円滑な処理体制の確保</li> </ul>
環境に配慮した物品の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員への啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入、グリーン調達等の普及啓発</li> </ul>
剪定枝のチップ化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の剪定枝のチップ化を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園以外の施設についても検討</li> </ul>

## ② 収集・運搬計画

### ◆ 市民サービスの適正化と合理化、効率的な収集運搬体制の整備

施策	取組状況	課題
収集・運搬体制の合理化、効率化	・平成 29 年 4 月に粗大ごみ収集・運搬の委託化	・環境負荷が低く、安全で効率的な収集・運搬体制の構築
高齢者や障がい者の収集・運搬体制の充実	・ふれあい収集の継続実施 ・軽量なカン回収用ネットの導入	・高齢化の進展に対応する収集・運搬体制の構築
ごみ集積所システムの充実	・集積所情報及び収集・運搬に係る情報の整理	・ごみ集積所システムを活用した、ごみ散乱防止対策の検討
クリーンエネルギー自動車の導入啓発	・清掃車の新規導入なし	・委託、許可業者への導入啓発 ・補助金等の情報提供
市民・事業者・行政のパートナーシップの確立	・環境施策推進市民会議において市民・事業者・行政の連携により街頭キャンペーン等の事業を実施	・市民・事業者・行政が連携した不法投棄対策 ・環境美化活動の推進
一般廃棄物会計基準の導入の推進	・導入による効果の検証等、現時点では未着手	・志木地区衛生組合、構成市との連携による研究 ・費用対効果を意識した事業実施
粗大ごみ処理手数料納入方法の変更	・平成 29 年 4 月の粗大ごみ収集・運搬の委託化にあわせ、処理券による前払い方式に変更	・効率的な運用の継続
大規模災害発生時の廃棄物の対応	・災害発生時、埼玉県及び志木地区衛生組合と連携し対応	・災害廃棄物処理計画の策定（令和 3 年度予定） ・埼玉県、一部事務組合、関連事業者との連携 ・感染症流行時の感染防止対策の徹底及び排出者への情報提供

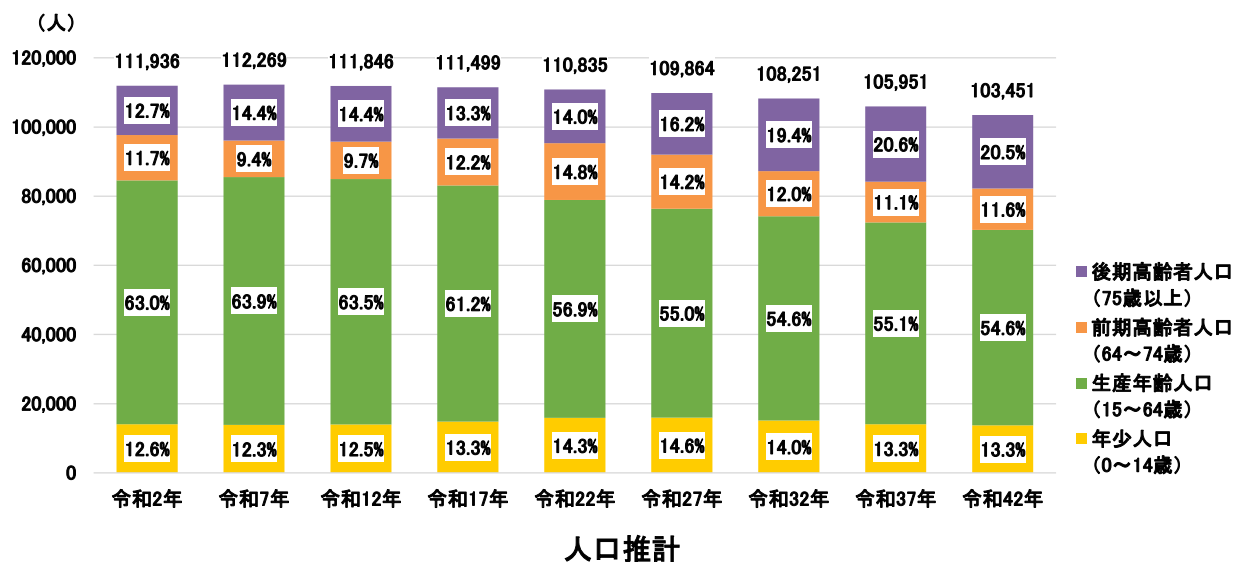
## 第4章 将来予測

### 1. 人口の将来予測

令和2年5月に市が策定した人口ビジョンの独自推計では、市の人口は令和7年をピークに減少し始め、令和42年には人口10万人を大きく下回ると推計しています。

これに対し、令和42年までに市民の希望出生率(2.0)を達成することとした場合の令和42年の展望人口は、103,451人となる見込みです。

計画の中間年度となる令和7年までについては、年少人口は減少傾向にあり、この内前期高齢者(75歳未満)は減少するものの、後期高齢者(75歳以上)は増加することが予想されます。



出典: 富士見市人口ビジョン(富士見市)

## 2. 事業所数・従業者数の将来予測

---

市内の事業所数は、小売店の事業縮小や廃業などによる減少が見込まれますが、産業団地整備による増加及び空き店舗の活用や起業支援対策により、ほぼ横ばいで推移していくと予測されます。

従業者数は、小売店の事業縮小等に合わせ減少するものの、産業団地整備による増加が見込まれ、人口に比例して変動すると推計しました。

## 3. 土地利用の将来予測

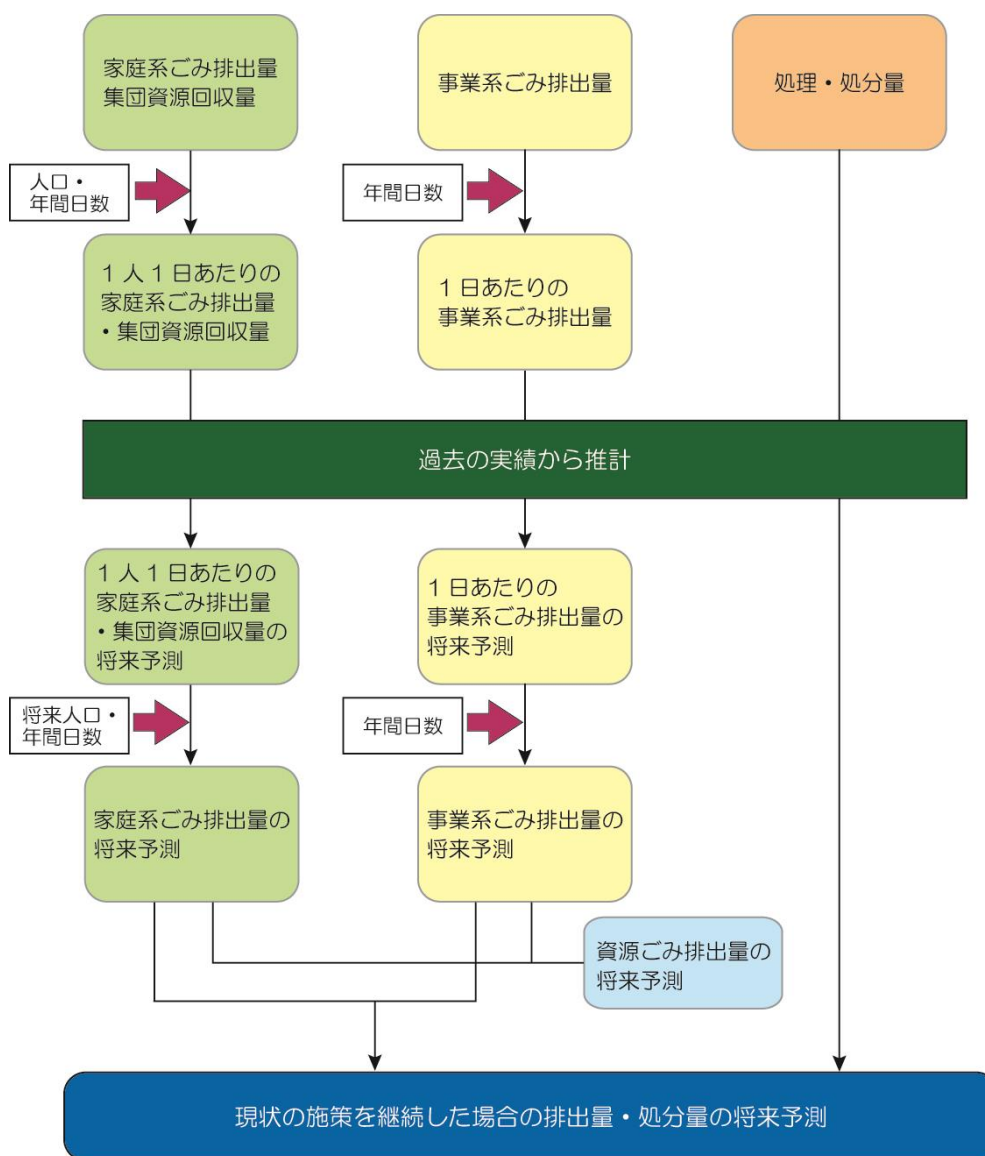
---

今後の土地利用の変化は、シティゾーンにおける産業団地の整備や、鶴瀬駅周辺の土地区画整理事業の進捗等により、事業所の増加が考えられます。また、旧暫定逆線引き地区や、生産緑地地区の解除等により宅地開発が考えられます。

#### 4. ごみ排出量・処理量の将来予測

ごみ処理量の将来予測は、現状の施策の継続により過去の傾向が将来も続いていくと仮定して、ごみの排出量・処分量がどのように変化するかを予測しました。

家庭系ごみは人口変動に関連し、事業系ごみは社会状況等の影響を受けるため、家庭系ごみ（集団回収を含む）と事業系ごみに分類して予測し、次に過去の実績をもとに処分量を予測しました。



ごみ排出量の予測方法のイメージ

### (1) 家庭系ごみの将来予測

家庭系ごみは、人口の増加によりごみ量が増加するため、過去の実績をもとに、1人1日あたりの排出量を原単位とし、将来人口を乗じて排出量を予測しました。

#### 家庭系ごみの将来予測値

単位：t/年

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
家庭系ごみ	23,878	23,520	23,239	22,969	22,772	22,460	22,189	21,927	21,733	21,428	21,190
可燃ごみ	17,093	16,872	16,699	16,528	16,404	16,192	16,004	15,819	15,679	15,455	15,276
不燃ごみ	663	636	611	588	567	544	522	502	483	463	444
資源ごみ	4,230	4,175	4,136	4,101	4,081	4,042	4,011	3,982	3,967	3,933	3,911
ビン	796	758	724	692	662	631	602	574	549	522	498
カン	332	327	324	320	318	315	312	309	308	305	302
ペットボトル	425	431	438	446	455	462	469	476	485	492	500
資源プラスチック	760	767	776	786	797	804	812	821	831	837	845
紙・布類	1,883	1,858	1,841	1,826	1,817	1,800	1,786	1,774	1,766	1,750	1,740
有害ごみ	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26
粗大ごみ	840	856	873	891	911	926	942	958	977	991	1,007
集団資源回収	1,052	981	919	861	809	757	710	666	626	587	552

### (2) 事業系ごみの将来予測

事業系ごみは、事業活動の状況によりごみ量が増加するため、過去の実績をもとに、1日あたりの排出量を原単位として排出量を予測しました。

#### 事業系ごみの将来予測値

単位：t/年

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
事業系ごみ	5,393	5,399	5,419	5,438	5,470	5,473	5,483	5,492	5,517	5,512	5,522

### (3) 資源ごみの将来予測

家庭系ごみと事業系ごみの将来予測から資源ごみの排出量を予測しました。

#### 資源ごみの将来予測値

単位：t/年

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
資源回収量	5,282	5,156	5,055	4,962	4,890	4,799	4,720	4,648	4,594	4,519	4,462
資源ごみ	4,230	4,175	4,136	4,101	4,081	4,042	4,011	3,982	3,967	3,933	3,911
集団資源回収	1,052	981	919	861	809	757	710	666	626	587	552

※家庭系資源ごみ（集団資源回収を含む。）と事業系資源ごみの合計値です。

#### (4) 処分量の将来予測

過去の実績をもとに最終処分量を予測しました。

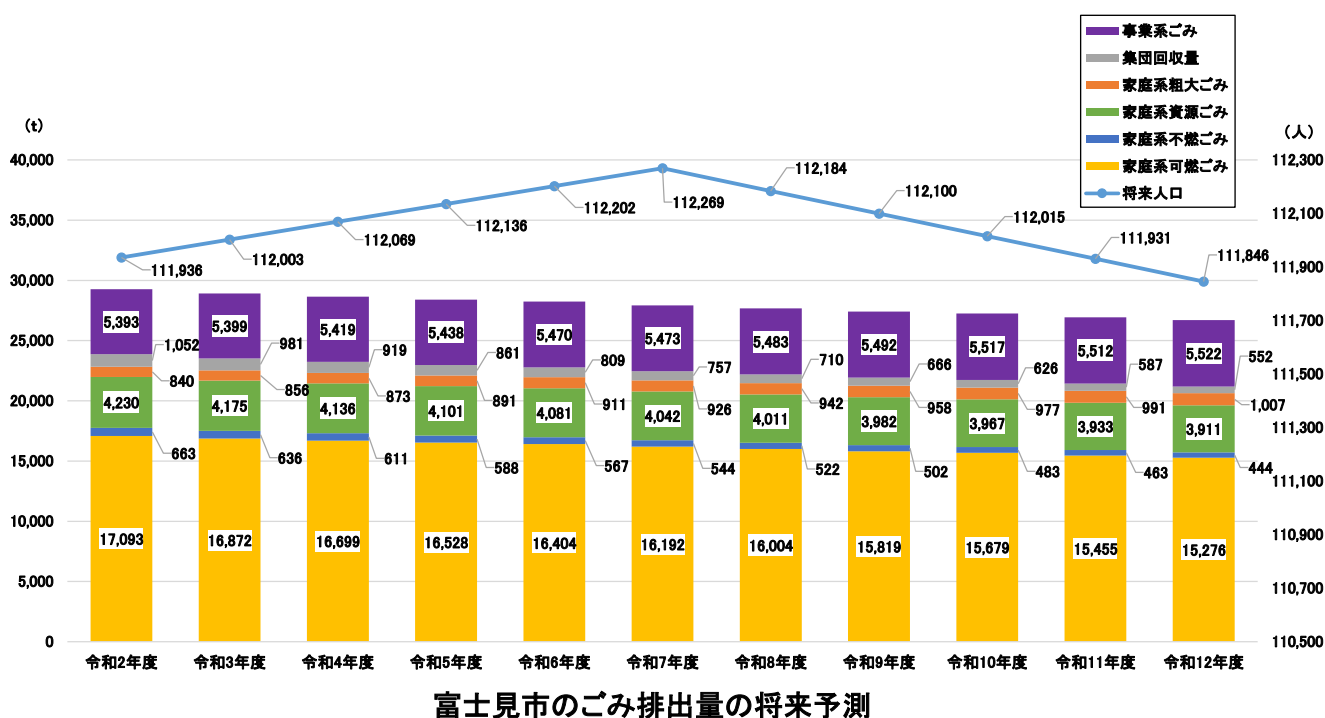
#### 最終処分量の将来予測値

単位：t/年

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
最終処分量	1,175	1,172	1,173	1,173	1,177	1,175	1,174	1,173	1,175	1,171	1,170

現状の施策を継続した場合の予測結果は、次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のための通信販売やデリバリー、テイクアウトの利用、テレワークやローテーション勤務など「新しい生活様式」により、排出されるごみの傾向に変化が現れる可能性があるため、注視していく必要があります。今後、従来の生活様式にいつ、どの程度戻るかは明らかではありませんが、将来の長期的な傾向について、これまで5年間のトレンドが大きく変わることはない想定しました。



## 第5章 第3次基本計画

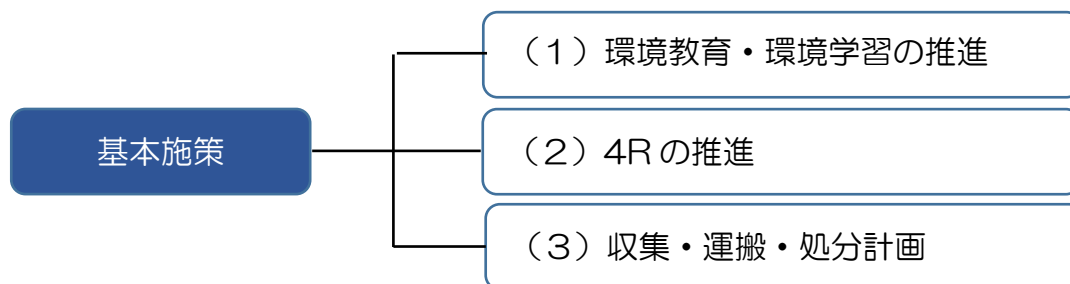
### 1. 基本理念・基本施策

国は、気候変動問題に対し、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「脱炭素社会」の実現を目指した取組を加速しようとしています。一般廃棄物処理においては、廃棄物の発生抑制、資源循環の再生利用などを行い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を限りなく減らしていくことが極めて重要です。これは、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つであり、市は、市民、事業者とともに、取組をより強化、拡充しながら進めていく必要があります。

本市は、2次計画の目標達成に向けて取り組んできました。しかし、現在いずれの目標も達成できない状況です。そこで、これまでの取組の評価を踏まえ、方向性を維持しつつ、市民、事業者、行政が協働し、それぞれの役割について、これまで以上に取り組む必要があることから、基本理念を次のとおりとします。

「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のまちづくりを進めます。」

基本理念に基づき、目標達成に向け、以下の基本施策に取り組みます。





## 2. 数値目標

### ① 家庭系ごみの目標

家庭系ごみは、国の循環型社会形成推進基本計画を参考に、8年間で13%削減することを基準に令和7年度と令和12年度の目標を設定しました。これは、令和12年度の将来予測値より約9.6%削減することになります。

本市で排出される家庭系ごみの約70%は可燃ごみです。目標達成のため、資源化できるものをきちんと分別して排出することにより可燃ごみの減量化及び資源化率の向上を図るとともに、家庭系可燃ごみのうち厨芥類が約16%含まれていることから、水切りの推進により厨芥類の減量化を図ります。

項目	令和元年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
人口(人)	111,674	[112,269]	[111,846]
家庭系可燃ごみ排出量(t)	17,328	15,479 [16,192]	13,809 [15,276]
増減率(%)	—	-10.7	-20.3
1人1日あたりの家庭系生活ごみ排出量 (g) <sup>※3</sup>	570	518	476
増減率(%)	—	-9.0	-16.5

※1 [ ]内の数値は、今回の改定による推計値です(第1編第4章将来予測より)。

※2 増減率は令和元年度に対する数値です。

※3 1人1日あたりの家庭系生活ごみ排出量 = (家庭系可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

### ② 事業系ごみの目標

事業系ごみは、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画で設定されている8年間で10%削減する目標設定を基準とし、以下のとおり目標を設定しました。

目標達成のため、食品廃棄物の資源化、可燃ごみに含まれる紙類の資源化など分別の徹底を推進することで減量化・資源化を図ります。

項目	令和元年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
事業系ごみ排出量(t)	5,314	4,859 [5,473]	4,479 [5,522]
増減率(%)	—	-8.6	-15.7

※1 [ ]内の数値は、今回の改定による推計値です(第1編第4章将来予測より)。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

### ③ 資源回収の目標

資源回収は、令和 12 年度までに資源ごみの各項目の原単位を 1%増加させることを基準に目標を設定しました。将来予測では減少傾向に推移すると予測されていますが、目標達成のため、保存版家庭ごみと資源の出し方、ホームページ、ごみ分別アプリや出前講座などで分別方法をわかりやすく周知します。

また、集団資源回収については、広報、ホームページや出前講座など幅広く新規実施団体の参加を促すことで回収量の増加を図ります。

項目	令和元年度 実績	令和 7 年度 目標	令和 12 年度 目標
資源ごみ回収量 (t)	5,414	5,471 [4,799]	5,474 [4,462]
増減率 (%)	—	+1.1	+1.1
資源化率 (%)	18.3	20.1	21.9

※1 [ ]内の数値は、今回の改定による推計値です（第 1 編第 4 章将来予測より）。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

### ④ 最終処分量の目標

最終処分量は、第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画で設定されている 8 年間で約 10%削減する目標値を基準とし、目標を設定しました。

限りある最終処分場の長寿命化を図るため、4Rを推進し、総排出量を減らすことで、最終処分量の削減を図ります。

項目	令和元年度 実績	令和 7 年度 目標	令和 12 年度 目標
最終処分量 (t)	1,078	1,046 [1,175]	963 [1,170]

※ [ ]内の数値は、今回の改定による推計値です（第 1 編第 4 章将来予測より）。

### ⑤ 全体の目標

前掲までの目標値から、全体の目標を以下のとおり設定しました。

項目	令和元年度 実績	令和 7 年度 目標	令和 12 年度 目標
人口 (人)	111,674	112,269	111,846
ごみの総排出量 (t)	29,639	27,224 [27,933]	25,025 [26,712]
増減率 (%)	—	-8.2	-15.6
1 人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	727	664	613
増減率 (%)	—	-8.6	-15.7

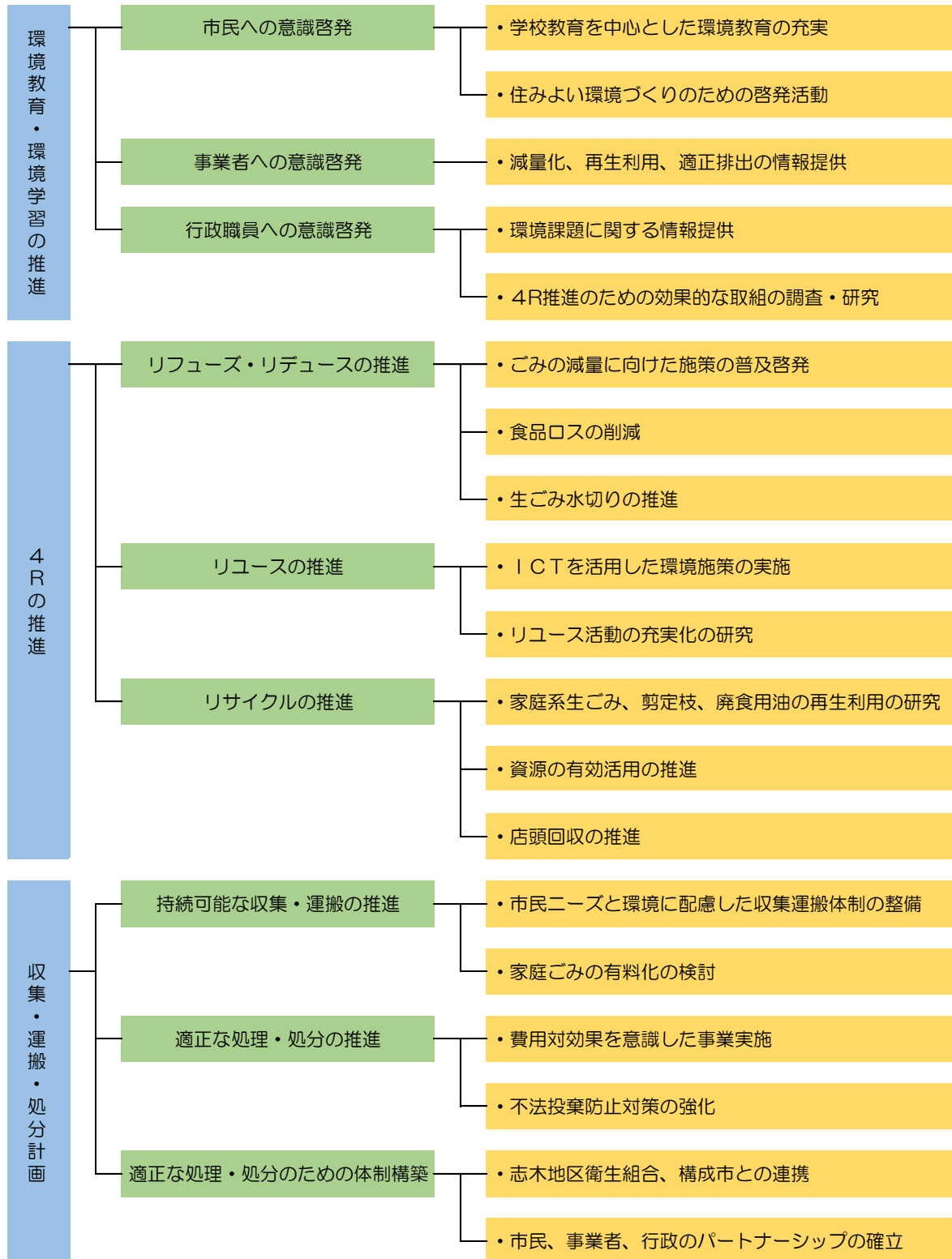
※1 [ ]内の数値は、今回の改定による推計値です（第 1 編第 4 章将来予測より）。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※3 1 人 1 日あたりのごみ排出量 = (家庭系ごみ + 事業系ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

### 3. 施策の体系

本計画では、3つの基本施策に基づき、各取組の展開を図ることとします。



施策の体系図

## 4. 目標達成に向けた取組

### (1) 環境教育・環境学習の推進

#### 1) 市民への意識啓発

##### ① 学校教育を中心とした環境教育の充実

##### ○ 教育機関でのまちづくり講座の推進（継続）

###### \* 実績 \*

学校機関におけるまちづくり講座の開催回数は以下のとおりです。

学校機関におけるまちづくり講座の開催回数

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
回数	2	1	2	1	2	1	1

###### \* 課題と対応 \*

講座の開催数が少なく、各教育機関へPRし、開催を促す必要があります。また、まちづくり講座の内容を食品ロス削減やプラスチックごみ減量等のごみ問題に重点をおくよう見直し、環境課題に関心が寄せられるようにします。

###### \* 取組内容 \*

- ・ 他部署や各教育機関と調整し、まちづくり講座の内容を現在求められているテーマを含められるよう検討します。
- ・ 各教育機関にまちづくり講座の実施を働きかけます。

## ○ 環境教育教材の作成・貸出（新規）

### \* 課題と対応 \*

環境課題への意識の向上を図るためには、各教育機関での環境学習が重要です。

### \* 取組内容 \*

#### ≪ 保育園・幼稚園 ≫

- ・ 本市独自の環境課題に関する紙芝居を作成し、貸出を行います。
- ・ 環境教育を取り込んだ遊びの情報提供等、教育者への環境教育の働きかけを行います。

#### ≪ 小学校・中学校での取組例 ≫

- ・ 環境教育ゲーム等を導入し、親しみやすい方法で環境保全の意識醸成を図ります。
- ・ 各学年に合わせた環境教育のための教材や教育プログラムの提供を行います。

## ② 住みよい環境づくりのための啓発活動

## ○ 地域活動団体へのまちづくり講座の推進（継続）

### \* 実績 \*

地域活動団体におけるまちづくり講座の開催回数は以下のとおりです。

地域活動団体におけるまちづくり講座の開催回数

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
回数	1	1	1	0	0	0	0

### \* 課題と対応 \*

---

地域活動団体に対する講座は、近年開催できていない状況です。その主な理由として、地域活動団体へ事業が浸透していないことが考えられます。

### \* 取組内容 \*

---

- アプローチをかけるターゲットを絞り、地域のニーズに沿った内容の見直しを行うことで、地域活動団体に対する講座開催の推進を図ります。
- 地域活動団体にヒアリング調査を行い、必要性の高いテーマをピックアップし、講座の内容を充実したものとできるよう検討します。
- 地域活動団体にまちづくり講座のPRを行います。
- ふじみ野国際交流センターと連携し、日本語教室等でごみの捨て方の講座を実施するなど、外国人を対象とした出前講座でごみの分別方法や再資源化への協力を周知します。

## ○ 環境に配慮した物品の配布と啓発（継続）

---

### \* 実績 \*

---

富士見ふるさと祭りでは、エコバッグやエコマーク（環境への負荷の少ない商品に付けられるラベル）のついたボールペン、ノートの配布を行っています。

### \* 課題と対応 \*

---

レジ袋の有料化に伴い、エコバッグへの関心は高まってきていると考えられます。今後も継続してエコバッグの配布を行うとともに、マイボトルやマイストローといった他のエコグッズの利用の推進も検討します。

**\* 取組内容 \***

- 引き続き富士見ふるさと祭りでのエコバッグやエコマークのついたボールペン、ノートの配布を継続します。
- エコバッグ以外のエコグッズの作成・配布を検討します。
- グリーン購入を啓発し、使い捨て製品使用の抑制やエコマーク商品など環境への負荷の少ない製品・サービスを選択するようPRします。
- 製品の購入方法として、グリーンコンシューマー（買い物をするときできるだけ環境に配慮した商品を選ぶ消費者）の啓発やエコマーク商品のPRを行い、ごみの減量化対策の推進を講じていきます。

**○ 市民会議との共催による環境講座の実施（継続）**

**\* 実績 \***

平成25年年度以降の講座参加人数は以下のとおりです。

**環境講座参加人数**

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
人数	74	74	71	70	76	57

※ 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座の開催は中止しました。

**\* 課題と対応 \***

環境教育の機会を提供するため、継続して実施していきます。廃棄物関連の開催テーマとしては、近年の情勢に沿った内容を検討し、導入する必要があります。

ただし、開催の際には新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じることが求められています。

\* 取組内容 \*

---

- 講座の廃棄物関連のテーマでは、昨今の情勢を踏まえた講座内容を検討し、最新の情報が提供できるよう検討します。
- 感染症拡大防止のため、オンライン講座による開催等の方法を検討します。

○ 各種街頭キャンペーンの実施（継続）

---

\* 実績 \*

---

- 富士見市地球温暖化防止街頭キャンペーン及び生ごみの水切り推進運動街頭キャンペーンを実施しました。
- 富士見市をきれいにする条例街頭キャンペーンを実施しました。

\* 課題と対応 \*

---

廃棄物関連の啓発活動として、引き続き実施していくことが必要です。  
また、開催の際は、近年の環境課題に則したキャンペーンの実施を検討します。

\* 取組内容 \*

---

- ごみの減量化や再資源化の取組は、二酸化炭素排出量の削減、ごみ処理施設の長寿命化、処理経費削減による市民負担の削減につながるため、生ごみの水切り推進など、ごみの減量化につながる街頭キャンペーンを継続し、市民にPRしていきます。

○ ごみ分別アプリの普及とその有効活用（継続）

---

\* 実績 \*

---

令和元年度からごみ分別アプリを配信し、令和2年11月19日現在のごみ分別アプリダウンロード数は、日本語版で4,700件、外国語版112件となっています。



**\* 課題と対応 \***

---

ごみ分別アプリを普及させ、適正なごみの排出を促すことが求められます。町会長連合会を通じ、各町会でのチラシの回覧及び小学校へのチラシの配布を実施したことで、一時的にダウンロード数が大きく伸びたため、今後も定期的にチラシの配布を実施します。

**\* 取組内容 \***

---

- チラシの配布や出前講座での広報等により、ごみ分別アプリの普及を促進します。
- チラシの配布先を拡大し、転入者をターゲットに宅建協会へチラシ配布を依頼することを検討します。
- ごみ分別アプリのダウンロード状況を収集エリアごとの集計を行い、ごみ分別の周知方法や課題を把握することで対策を検討していきます。

**○ 環境課題に関する市民意識調査の実施（新規）**

---

**\* 課題と対応 \***

---

今後の富士見市の施策を実施していく上で必要とされる施策を把握するため、富士見市アンケートモニター制度を利用し、環境にやさしいライフスタイル等の意識調査を行い、廃棄物に関する意識状況の把握に努めます。

**\* 取組内容 \***

---

- 富士見市アンケートモニター制度を利用した市民意識調査を実施します。
- 調査結果を踏まえ、今後の本市に求められている施策を検討します。

## 2) 事業者への意識啓発

### ① 減量化、再生利用、適正排出の情報提供

#### ○ 資源化施設、再利用施設の周知（新規）

##### \* 課題と対応 \*

ごみの資源化率を向上させることが求められており、資源化の方法、資源化施設の情報提供と活用が必要です。

##### \* 取組内容 \*

- ・ 商工会や収集委託業者を通じ、市内各事業者に対し、資源化施設や再利用施設のリストの配布を行っていきます。

#### ○ 多量排出事業者への指導（継続）

##### \* 実績 \*

多量排出事業者への認定件数は以下のとおりです。

多量排出事業者への認定件数

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
件数	6	6	6	7	9

##### \* 課題と対応 \*

事業系ごみの排出量が増加傾向であるため、事業所からのごみの排出量の抑制に取り組んでいく必要があります。

### \* 取組内容 \*

---

- 市内多量排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化計画書の提出を求め、改善事項があれば指導を行います。
- ごみの減量化及び再資源化が図れていない事業所への訪問指導や多量排出事業者への説明会の開催、ごみの減量方法の提案を検討します。
- 福祉施設や介護施設は、排出の多くが紙おむつであるため、紙おむつの再資源化の調査を進め、改善が図れる状況になった場合には、対象施設を多量排出事業者に認定し、指導を行います。

## ○ 環境マネジメントシステムに係る調査研究（継続）

---

### \* 実績 \*

---

他市町と共同で、エコアクション 21 認証・登録研修会を開催しています。

### \* 課題と対応 \*

---

事業者によるごみの減量化・資源化を促進するため、環境マネジメントシステムの導入を啓発することが求められます。

### \* 取組内容 \*

---

- 環境マネジメントシステムの市内事業者への導入啓発にあたり、エコアクション 21（中小企業向け）、ISO14001（大企業向け）に該当する企業の調査を行います。
- エコアクション 21 及び ISO14001 の他、市内事業者が取り組みやすい、富士見市独自の環境リスク低減を目的とした制度や事業者を評価・PR する制度を検討します。

## ○ シティゾーンにおける産業団地整備事業に係る対応（新規）

### \* 課題と対応 \*

産業団地の開発にあたり、事業系ごみの排出量が多くなると考えられるため、新規参入事業者と、ごみの減量化・再資源化方法を検討する必要があります。

### \* 取組内容 \*

- ・ 産業団地の参入事業者に対し、ごみの減量化と再資源化に関する監督・指導を行います。

## 3) 行政職員への意識啓発

### ① 環境課題に関する情報提供

## ○ 行政職員への情報提供と環境配慮行動の啓発（継続）

### \* 実績 \*

会議に使用する飲物は、プラスチックごみ削減のため、ペットボトル飲料を控え、必要な場合でも紙パック・缶を使用するよう啓発しています。

### \* 課題と対応 \*

行政においても、市民や事業者の見本となるよう、職員一人一人の環境配慮行動を啓発していくことが必要です。

### \* 取組内容 \*

- ・ 行政職員を対象とした研修や情報提供を行い、ごみの減量やグリーン購入を推進します。
- ・ 環境課題を職員が意識しやすいよう、エコバッグシェアツリーの設置やマイボトル促進のためのウォーターサーバーの設置を検討します。

## ○ ペーパーレス化の推進（継続）

### \* 実績 \*

- 第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、省資源の推進のための取組として、電子媒体を活用したペーパーレス化を推進しています。
- 議会への提出資料はペーパーレス化を図っています。

### \* 課題と対応 \*

可燃ごみの排出を抑制するため、ICT を活用した事業運営が求められています。

### \* 取組内容 \*

- 紙媒体による記録等から電子記録に段階的に移行していきます。
- 行政運営におけるICT 活用の推進として、ペーパーレス会議システムの導入を検討します。

## ② 4R 推進のための効果的な取組の調査、研究

## ○ 4R 推進のための効果的な取組の調査、研究（継続）

### \* 実績 \*

- 庁内では職員の4R 推進の意識啓発のため、年1回の研修会を実施しています。
- 第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直しにあたり、温室効果ガスの排出抑制だけでなく、廃棄物の減量及びリサイクルの促進について効果的な取組の調査、研究が図られています。

\* 課題と対応 \*

---

第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を定め4Rの推進に取り組んでおりますが、更なる推進を図るためより実行しやすい取組等が必要です。

\* 取組内容 \*

---

- 環境課題の解消に向けて、本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、市民や事業者に進捗状況や成果について情報提供を行います。

## (2) 4Rの推進

### 1) リフューズ・リデュースの推進

#### ① ごみの減量に向けた施策の普及啓発

##### ○ 脱・使い捨て型ライフスタイルの推進（新規）

###### \* 課題と対応 \*

ごみの減量化対策として、不要なものをもらわない、ごみとなるものを使わないようにするライフスタイルに転換していくことが重要な課題となっており、市民の日常生活での意識や、そのライフスタイルに転換しやすい環境の整備が求められます。

###### \* 取組内容 \*

- ・ 必要なものを必要な分だけ買う、買い物時にはマイバックを持参する、レジ袋や過剰包装を断る、必要のないダイレクトメールは受け取りを拒否する等、市民向けの実践行動に関するガイドブックを作成し、ごみ減量化に向けたライフスタイルの見直しの啓発を推進します。
- ・ 事業者や庁内において、従業員や行政職員が脱・使い捨て型ライフスタイルに取り組みやすい環境づくりを推進します。

#### ② 食品ロスの削減

##### ○ フードドライブの実施（継続）

###### \* 実績 \*

令和2年度からフードドライブ事業を展開しており、令和2年11月19日現在で32 kg、126点の食品が持ち込まれています。

## \* 課題と対応 \*

---

余った食べ物や残ってしまった食材等は、食品ロス削減のため、必要としている人へ譲渡するのは重要な取組です。フードドライブ事業は、令和2年度から開始した事業であるため、まだ市民への周知が不十分であることが課題です。

## \* 取組内容 \*

---

- フードドライブ事業を継続しつつ、市民が利用しやすい方法を検討していきます。
- フードドライブ啓発のため、町会回覧や学校へのチラシの配布を行う他、富士見ふるさと祭り等のイベントの実施時には、積極的にフードドライブのブースを設けるなど、周知に努めていきます。

## ○ 使い切りレシピの公開（新規）

---

### \* 課題と対応 \*

---

食品ロスの発生源の一つとして、調理の際の可食部の過剰除去（野菜の皮を厚く剥くなど）や調理しづらい可食部の廃棄（かぼちゃの種）が挙げられます。それらを可能な限り削減することで、日常生活からの食品ロスを減らすことができます。

### \* 取組内容 \*

---

- 女子栄養大学との協働や、市民からの公募を行い、使い切りレシピを作成していきます。
- 使い切りレシピの内容は、捨てられやすい部位やいつも少し余ってしまう部分に焦点をあて、市民が取り組みやすく便利なものをターゲットとしていきます。
- 使い切りレシピの公開は、市ホームページの他、SNSを活用するなど、市民が見やすい、作りやすい方法を検討します。



## ○ ドギーバッグの普及に向けた施策の検討（新規）

### \* 課題と対応 \*

食品ロスは家庭だけでなく、外出時の外食場所でも発生します。外食産業で発生する食品ロスも多く、消費者がその場で食べることができなかった料理を持ち帰れるようにすることで、食品ロス削減につながります。そこで、持ち帰り用のドギーバッグの普及が求められます。

### \* 取組内容 \*

- ・ 市内事業者に対し、余った食材の持ち帰りの推奨を行い、持ち帰りが可能なドギーバッグ協力店舗には、ドギーバッグの配布を行います。
- ・ ドギーバッグ推進の取組を開始するにあたっては、持ち帰りした際に食中毒等が発生した場合の責任の所在やドギーバッグの再利用できる素材等、ルールを作成する際の基本的事項について研究し、最善の方法を検討していきます。

## ○ 食べきりタイムの推進（継続）

### \* 実績 \*

市ホームページでの啓発を行っています。

### \* 課題と対応 \*

食品ロス削減のため、宴会の最後に「食べきりタイム」を呼びかけることで、料理の食べ残しを減らす取組の啓発を行っていますが、現状、市ホームページでの啓発のみとなっており、周知不足であることが課題です。市内事業所に協力を依頼する他、ポスター等市民の目に留まりやすい方法で周知を図ることが求められます。

\* 取組内容 \*

---

- 暑気払い、忘年会、新年会等のシーズンに合わせ、職員への周知はもちろん、市内飲食店に協力依頼を行い、ポスターの掲示や食べきりタイムの案内等を実施します。
- 飲食店内での量り売りや少量サイズでの提供など、食べきりスタイル、食べきりメニューの提供を要請し、ドギーバッグの推進とともに食品ロスの削減を推進します。

○ 食品ロス削減推進販売店舗の認定事業（新規）

---

\* 課題と対応 \*

---

農林水産省の調査によると、平成 29 年度の食品産業からの食品廃棄物等は年間約 1,800 万 t 発生しており、再生利用率は食品産業全体で 84%ですが、食品小売業、外食産業での再生利用率は約 30%~50%となっています。食品ロス削減のために、事業者（特に食品小売業及び外食産業）の協力は不可欠であり、事業者にとっても経費の削減につながります。市の施策への協力を促し、食品ロスの削減に取り組む店舗等の普及拡大を図ることが求められます。

\* 取組内容 \*

---

- 食品ロス削減の取組を行っている店舗（事業者）を「食品ロス削減推進販売店舗（仮称）」として認定し、それによって事業者の取組を広く市民等に周知し、食品ロス削減に取り組む店舗の普及拡大を図ります。
- 食品ロスの削減は、食品廃棄物の処理経費の削減、ビッグデータ等の活用によって 1 日の売れ筋予測を行い仕入れ経費の削減につながることを宣伝し、事業者にとってもメリットがあることを PR します。
- 本市と認定店舗が連携し、市民等（来店客）への食品ロス削減に向けた情報発信（認定店ステッカーや食品ロス削減に係る PR ツールの掲示等）により、食品ロス削減の機運の醸成を図ります。

### ③ 生ごみ水切りの推進

#### ○ 生ごみ水切りモニターの実施（新規）

##### \* 課題と対応 \*

生ごみのうち7割が水分であり、生ごみの減量には水切りが有効であるため、取り組んでいくことが求められます。生ごみの水切りモニターを実施することで、水切り方法の研究と啓発を推進していきます。

##### \* 取組内容 \*

- 複数の水切りグッズを使用し、モニター参加者に配布後、水切りの計量とグッズの使いやすさ等のアンケートを行うことで、水切り方法の研究と啓発を行っていくことを検討します。

#### ○ 家庭でできる生ごみ処理方法の研究（新規）

##### \* 課題と対応 \*

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を図るため、家庭で手軽にできる生ごみ処理の方法の研究と取組の啓発が求められます。

##### \* 取組内容 \*

- ダンボール等を活用した、家庭で行う生ごみ処理方法を周知し、啓発します。
- 前掲施策の水切りモニターのアンケート等でも生ごみ処理方法について調査を行い、家庭での生ごみ処理の実態把握を図ります。

## 2) リユースの推進

### ① ICT を活用した環境施策の実施

#### ○ アプリを活用したリユースの推進（新規）

##### \* 課題と対応 \*

「使わなくなったものは、使えなくなるまで使う」がごみ減量化の取組の一つとなります。掲示板アプリやフリマアプリを活用して製品・商品の再使用の推進を図ります。

##### \* 取組内容 \*

- ・ 掲示板アプリやフリマアプリの有効活用について調査・研究します。
- ・ 市のイベントや出前講座、広報等で「もったいない」意識を浸透させ、掲示板アプリやフリマアプリの利用拡大を図ります。

#### ○ ゆずります・ゆずってください事業（継続）

##### \* 実績 \*

ゆずります・ゆずってください事業の平成30年度からの実績は以下のとおりです。

ゆずります・ゆずってください成立件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (11月19日現在)
件数	36	42	35

##### \* 課題と対応 \*

広報ふじみでは、「ゆずります・ゆずってください」コーナーを掲載しています。製品・商品の再使用を推進し、リユースの取組を拡大することが求められます。

\* 取組内容 \*

---

- 「ゆずります・ゆずってください」コーナーのPR方法について研究します。
- 広報ふじみへの掲載だけでなく、事業のデジタル化（アプリやSNSの活用）による製品・商品の再使用拡大を検討します。

○ おさがりバンク事業（新規）

---

\* 課題と対応 \*

---

就学・卒業時は、服や日用品、家具・家電等の入れ替えが多くなり、不要となる物品と必要としている人の橋渡しとなる事業を展開することで、リユースの促進を図ります。

\* 取組内容 \*

---

- 子ども未来応援センターや社会福祉協議会と連携し、着なくなった子ども服を必要とする人に使ってもらうため、公共施設等での拠点回収の実施を検討します。
- アプリやSNSを活用し、おさがりの再使用拡大を図ります。
- 大学生をターゲットとし、卒業と同時に必要となくなる家具や家電を入学する大学生に使うってもらうように、大学イベントや市内公共施設での実施、アプリ等の活用によるマッチング等、利用しやすい方法を検討します。

## ② リユース活動の充実化の研究

### ○ フリーマーケット（継続）

#### \* 実績 \*

フリーマーケットは、富士見ふるさと祭りで実施し、多くの来場者でのリユースの取組に貢献しています。フリーマーケット応募件数は以下のとおりです。

フリーマーケット応募件数

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
件数	50	52	54	51	49

#### \* 課題と対応 \*

富士見ふるさと祭りでのフリーマーケットを継続するとともに、地域で開催されるフリーマーケットやバザー等でのリユースの取組を充実させるための支援を検討することが必要です。

#### \* 取組内容 \*

- ・ 富士見ふるさと祭りでのフリーマーケットを継続するとともに、出店者数の増加を図ります。
- ・ 地域開催のフリーマーケットやバザーの支援について研究・検討します。
- ・ フリーマーケット等の開催は、地域コミュニティの活性にも寄与することを踏まえ、事業者等の協力も含めて開催拡大を研究します。

### ○ リユース満足度向上の研究（新規）

#### \* 課題と対応 \*

リユースは、個人同士での取組の場合、再使用に関する満足度・充実度が問われます。環境に関するアンケート等を通してリユースに関する取組の満足度・充実度を把握し、リユースに関する施策に反映させる資料とします。

**\* 取組内容 \***

- 環境に関するアンケート等を通してリユースに関する取組の満足度・充実度の把握・分析を行います。
- 市内イベントやICTを活用したリユースに関する市民満足度を調査し、製品・商品の再使用の向上につながる施策を検討します。

### 3) リサイクルの推進

① 家庭系生ごみ、剪定枝、廃食用油の再生利用の研究

○ 再生利用、資源化（継続）

**\* 実績 \***

- 市では公園で剪定された枯木をチップ化し、ぬかるみ対策及び雑草対策として公園等に敷いています。平成30年度は約42tをチップ化し、資源として活用しています。
- 公立保育所の廃食用油を回収し、再利用施設へ搬入し、資源循環に取り組んでいます。廃食用油の回収量の推移は以下のとおりです。

公立保育所の廃食用油の回収量

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
回収量(L)	584	760	840	690	630

**\* 課題と対応 \***

剪定枝はチップ化して公園・道路に還元する取組を継続していますが、現在対象となるのは公園の剪定枝のみであるため、事業拡大とチップの利活用方法の研究・拡大が課題となっています。

また、令和3年度からは、公共施設の生ごみをバイオガスプラントへ搬入する計画であり、事業の推進と取組状況の調査を行っていきます。

\* 取組内容 \*

- ・ 保育所等での廃食用油の再生利用や公園の剪定枝チップ化を継続するとともに、家庭から排出される剪定枝、木くず類や廃食用油の再資源化について検討します。
- ・ 家庭から排出される剪定枝、廃食用油や生ごみなどの分別収集について調査・研究します。

② 資源の有効活用の推進

○ 集団資源回収（継続）

\* 実績 \*

市で実施している集団資源回収の実施状況は以下のとおりです。

実施団体件数、回収量

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
実施団体件数	193	184	183	182	188
回収量 (kg)	1,463,610	1,348,009	1,286,386	1,207,783	1,112,732

\* 課題と対応 \*

市では家庭から排出される資源ごみの集団資源回収を行い、リサイクルの取組に寄与しています。令和元年度の集団資源回収の実施団体数は、平成 30 年度に比して 6 団体増加し、団体数はおおむね維持されていますが、回収量は年々減少傾向にあります。集団資源回収の実施を周知し、再資源化率の向上を図るため、取組の実施しやすい環境づくりの支援を検討することが求められます。



**\* 取組内容 \***

- ・ 広報ふじみやホームページの他、アプリやICTを活用した集団資源回収実施の周知を図ります。

**○ 処理困難物の適正排出（継続）**

**\* 実績 \***

市では家庭から排出される処理困難物については平成14年度から拠点回収を行っています。

**処理困難物一斉回収 平成30年度の回収量**

家電4品目	消火器	タイヤ	バッテリー	土・スプレー缶等
56台	56本	175本	23個	115件

**\* 課題と対応 \***

市民のニーズを踏まえながら、適切な体制で実施することが望まれます。社会情勢や市民の意見、ごみ排出量の特性等を調査し、体制や頻度、時期などを調整しながら、拠点回収の場を拡大し、適正な分別・排出・再利用の促進を図る必要があります。

**\* 取組内容 \***

- ・ 広報ふじみやホームページ、ごみ分別アプリを活用して処理困難物の処分方法について周知を図ります。
- ・ 処理困難物の一斉回収を継続します。
- ・ 処理困難物の効果的かつ効率的な回収方法を研究し、適正な分別・排出・再利用の促進を図る検討を行います。

### ③ 店頭回収の推進

#### ○ 資源回収 BOX 設置店舗の案内（新規）

##### \* 課題と対応 \*

資源回収 BOX を市民の積極的な利用を推進するため、資源化しやすい環境づくりを検討する必要があります。

##### \* 取組内容 \*

- 資源回収 BOX の設置補助や、設置店舗拡大のための調査を行い、資源化向上に向けた検討を行います。
- 資源回収 BOX の設置場所のマップを作成・公開し、市民が利用しやすい方法で普及・啓発を行います。

### (3) 収集・運搬・処分計画

#### 1) 持続可能な収集・運搬の推進

##### ① 市民ニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備

##### ○ 収集運搬の合理化及び効率化（継続）

###### \* 実績 \*

家庭から排出されたごみは、地域・曜日ごとに排出できるごみの種類を決め、収集運搬業者に委託及び協定を締結し、中間処理施設である志木地区衛生組合及びリサイクル会社に搬入しています。粗大ごみは、予約制を取り、計画的な収集運搬を行っている他、市民による中間処理施設への直接搬入も行っています。

###### \* 課題と対応 \*

委託業者、定期資源回収業者と連携し、収集運搬の合理化、効率化を推進し、二酸化炭素排出量の削減を図る必要があります。

###### \* 取組内容 \*

- ・ 委託業者、定期資源回収業者及び志木地区衛生組合と協議し、収集・運搬体制の見直し、収集・運搬の合理化・効率化について検討します。
- ・ ごみ集積所管理システムを活用し、ごみ収集の効率化とともに、ごみ減量化に向けた研究を行います。

## ○ ふれあい収集事業（継続）

### \* 実績 \*

高齢者や障がい者への日常生活支援を目的として、ふれあい収集を継続し、見守り活動を実施しています。

ふれあい収集件数

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
件数	74	69	65	75	86

### \* 課題と対応 \*

高齢者又は障がい者のみの世帯で、自力でごみを集積所へ出すことが困難な世帯に対し、週1回の戸別収集を行っています。ふれあい収集件数は、おおむね70件前後ですが、平成29年度から令和元年度で増加傾向を示しています。

### \* 取組内容 \*

- ・ 今後利用者の増加が見込まれるため、持続可能な収集体制の見直しを検討します。

## ② 家庭ごみの有料化の検討

## ○ 家庭ごみ有料化の検討（継続）

### \* 実績 \*

志木地区衛生組合及び構成市である志木市、新座市と家庭ごみ有料化の導入について検討しました。

### \* 課題と対応 \*

家庭ごみ有料化については志木地区衛生組合及び構成市である志木市・新座市と検討し、市民の負担増をはじめ、ごみ分別に係る現状等の課題があることから現時点では構成各市が実情を踏まえながら持続可能なごみの収集・運搬体制を維持できるようにしていくことが相当とい

う結論に至りました。

**\* 取組内容 \***

・各市のごみの排出量、社会情勢を踏まえながら、ごみの排出量に応じた負担を公平化し、ごみの排出抑制を図る手段として、家庭ごみ有料化制度の導入について、その減量効果や経費効果、市民合意のあり方等の課題を志木地区衛生組合及び構成市である志木市及び新座市とともに慎重に検討します。

## 2) 適正な処理・処分の推進

### ① 費用対効果を意識した事業実施

#### ○ 一般廃棄物処理施策の費用対効果の検証（新規）

**\* 課題と対応 \***

家庭ごみは施策の推進により、排出量が減少傾向にありますが、ごみ処理にかかる処理経費が増加傾向にあります。

**\* 取組内容 \***

- ・ 一般廃棄物処理事業に係る会計を客観的に把握し、事業の原価内訳の説明や運営の在り方を検討し、費用対効果の検証を行います。
- ・ ごみの減量化を促進し、一般廃棄物処理事業経費の削減に取り組みます。

## ② 不法投棄防止対策の強化

### ○ 不法投棄パトロールの実施（継続）

#### \* 実績 \*

市では、不法投棄の撲滅を目指し、県と連携した不法投棄パトロールを実施しています。

不法投棄発生件数

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
ごみ集積所	70	59	65	26	82	47
公園	1	0	0	0	0	2
その他	109	76	17	6	26	66
合計	180	135	82	32	108	115

#### \* 課題と対応 \*

平成 25 年度と比較して、近年の不法投棄発生件数は減少傾向となっています。

#### \* 取組内容 \*

- ごみの適切な捨て方を周知することにより、不法投棄の削減につなげます。
- ごみ分別アプリの不法投棄通報機能を活用し、不法投棄されやすいポイントや実態を調査し、対策につなげます。
- 不法投棄パトロールを継続するとともに、地域住民や関係機関と連携したパトロール体制の強化を検討します。
- 不法投棄されやすい場所での監視体制を強化するとともに、不法投棄防止啓発看板を設置し、不法投棄防止を推進します。
- 雑草が繁茂した空き地や沿道などは不法投棄されやすい環境にあるため、空き地所有者や関係機関の協力を得て、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

## ○ 不法投棄場所の特定（新規）

### \* 課題と対応 \*

現在、不法投棄の把握はおおむね市民からの通報、不法投棄パトロールによるものとなっており、不法投棄される傾向のあるポイントを把握しデータベースの作成等により、効果的な不法投棄対策が求められます。

### \* 取組内容 \*

- ごみ集積所管理システムやごみ分別アプリの通報機能を活用し、不法投棄されやすい場所を特定し、前掲の施策と合わせた不法投棄対策を推進します。
- 雑草が繁茂した空き地や沿道などは不法投棄されやすい環境にあるため、空き地所有者や関係機関の協力を得て、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。（再掲）

## 3) 適正な処理・処分のための体制構築

### ① 志木地区衛生組合、構成市との連携

## ○ ごみの減量化・再資源化に関する調査（継続）

### \* 実績 \*

ごみの排出量、再資源化量、処理経費、ごみの組成等について毎年度調査を行い、県及び環境省に報告しています。また、市の環境報告書「富士見市の環境」でも掲載しています。

### \* 課題と対応 \*

引き続き、本市のごみの排出状況をモニタリングするために、志木地区衛生組合及び構成市と連携を図ることが求められます。

\* 取組内容 \*

---

- 志木地区衛生組合及び構成市と連携し、ごみの減量化・再資源化に向けた情報を共有します。
- ごみの減量化・再資源化に関する調査を継続し、志木地区衛生組合及び構成市との情報共有のもと、施策の展開に資する資料とします。

○ 事業系一般廃棄物処理実態調査（新規）

---

\* 課題と対応 \*

---

事業系ごみの排出量が増加傾向にあり、さらに今後のシティゾーンの産業団地整備に伴い事業所数が増加すると考えられるため、事業所からの排出ごみの特性や実態を調整し、減量化対策につなげていくことが求められます。

\* 取組内容 \*

---

- 事業系ごみの排出抑制のため、排出事業者等へごみ減量化・再資源化に関するアンケート調査やごみ組成実態調査、志木地区衛生組合への持ち込みごみ調査、民間資源化業者等の稼働状況調査等を実施し、事業系ごみ排出抑制施策の展開に資する資料とします。
- 事業系ごみの実態調査では、環境配慮意向、ごみ減量化・再資源化意識、費用対効果、事業運営への反映方法等について回答を求めます。

○ 災害廃棄物処理計画の策定（新規）

---

\* 課題と対応 \*

---

近年、大規模な気象災害が頻繁に発生するようになり、災害時に発生する災害廃棄物の処理に関しての関心が高まっています。

本市においても、大規模な災害に対しての平時及び発災時の備えとして、災害廃棄物処理計画の策定が求められます。



## \* 取組内容 \*

---

- 災害廃棄物処理計画を策定し、平時の対応及び発災時の対応について、埼玉県、志木地区衛生組合及び構成市、収集運搬許可業者と連携し、災害廃棄物の円滑な処理ができる体制構築に努めます。
- 災害発生時の廃棄物の処理・処分にあたっては、周辺環境への配慮、分別・減量化・再資源化の推進とともに、市民及び処理業者の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等の安全作業の徹底を図ります。

## ② 市民、事業者、行政のパートナーシップの確立

### ○ 協働意識の浸透を図る（継続）

---

#### \* 実績 \*

---

富士見市環境施策推進市民会議を中心としたごみの減量化・再資源化の施策運用を図るとともに、クリーン作戦等による街美化と市・市民・事業者の協働を推進しています。

#### \* 課題と対応 \*

---

本市全体で効果的にごみの発生抑制に取り組むには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいく必要があります。

#### \* 取組内容 \*

---

- 市民の役割  
市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、自らのライフスタイルの見直しを行い、発生抑制・再利用・再資源化・ごみになるものを断る4Rを推進するにあたって、中心的な役割を担っていくこととなります。  
また、ごみ処理についても分別等ルールを遵守し、適正に処理することが必要です。  
このことから、市民は消費・廃棄の段階で積極的な行動が求められます。
- 事業者の役割

生産に際しては、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再使用や再資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などの回収ルートや再資源化システムの整備を進めることが必要です。

事業活動を通して排出するごみについては、排出者責任を踏まえ自ら適正に処理し、資源の有効活用を進め、事業者間で協力しいながら循環型社会を実現するための中心的な役割を担っていく必要があります。

このことから、事業者は、生産・流通・消費・廃棄の段階で積極的な行動が求められます。

- 行政の役割

行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくための重要な役割を担っています。

4Rの推進にあたり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会を構築します。

また、自らも事業者として地域の環境保全と産業振興を促進する立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会に向けた行動を率先して行います。

## —○ パートナーシップ宣言・協定（新規）

### \* 課題と対応 \*

本市は災害廃棄物処理に関して埼玉県清掃行政研究協議会及び全市町村、関係組合と協定を締結しています。また、近隣市町とも災害廃棄物の処理・処分、食料品・日用品等の提供に関し、協定を締結し、発災時の協力支援体制を構築しています。

今後は、商工会や商店会連合会、地域活動団体等とごみの減量化・再資源化を目的とした協定の締結と、協定締結団体等のごみの排出抑制の活動とその支援体制が求められます。

### \* 取組内容 \*

- 商工会や商店会連合会、地域活動団体等と協定を締結し、事業系ごみの減量化・再資源化の拡大に向けた取組を促進します。
- 事業系ごみの減量化・再資源化の拡大に向けて市の支援を充実するための取組を検討します。

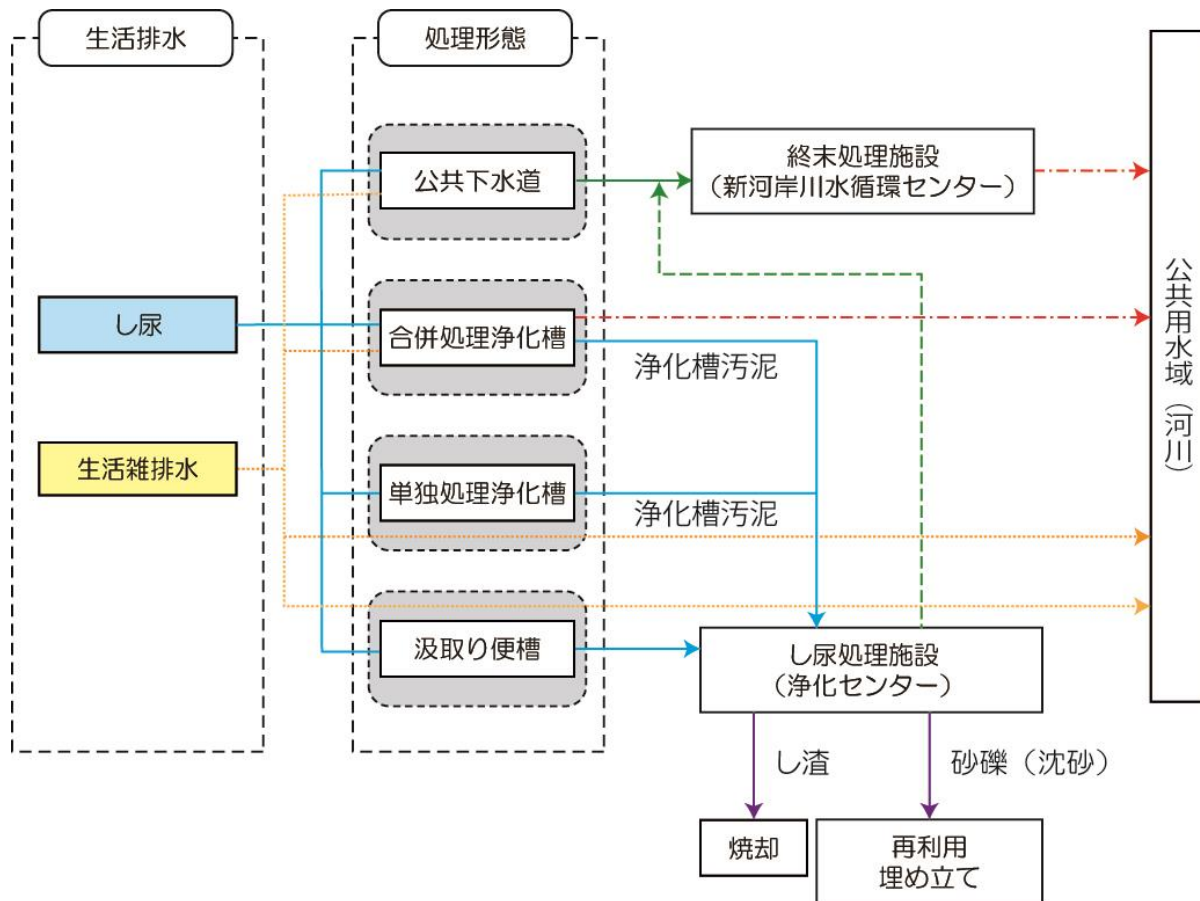
## 第2編 生活排水処理基本計画

### 第1章 生活排水処理の現状

#### 1. 生活排水処理フロー

生活排水処理について、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽またはし尿処理施設による処理を経て、河川に放流等されています。

一方、生活雑排水は、単独処理浄化槽と汲取りを除き、公共下水道または合併処理浄化槽による処理を経て、河川に放流等されています。



## 2. 生活排水の処理状況

### (1) 公共下水道

公共下水道の整備による水洗化人口や普及率等は、次のとおりです。

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
処理区域面積 (ha)	843.97	875.49	897.75	920.39	975.19
総人口 (人)	105,754	106,130	107,990	108,895	109,395
処理区域内人口 (人)	98,365	99,279	101,457	102,892	105,090
水洗化人口 (人)	94,200	95,528	97,917	99,805	100,138
普及率 (%)	93.0	93.5	94.0	94.5	96.1
水洗化率 (%)	95.8	96.2	96.5	97.0	95.3

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
処理区域面積 (ha)	997.26	1,015.63	1,024.06	1,030.03
総人口 (人)	110,174	110,650	111,016	111,463
処理区域内人口 (人)	107,916	108,629	109,050	109,691
水洗化人口 (人)	103,248	103,893	105,187	108,701
普及率 (%)	98	98.2	98.2	98.4
水洗化率 (%)	95.7	95.6	96.5	99.1

出典:「富士見市一般廃棄物処理基本計画 第2次計画改訂版」(富士見市)  
「富士見市の環境」(令和元年度版、富士見市)

### (2) し尿・浄化槽汚泥

汲取り人口や浄化槽人口等は、次のとおりです。

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
総人口 (人)	107,459	107,735	107,990	108,895	109,395
汲取り人口 (人)	657	587	495	430	386
浄化槽人口 (人)	10,897	11,620	9,578	9,313	8,871
し尿処理量 (kl/年)	1,156	968	849	697	611
浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	3,959	3,823	3,197	3,157	3,255

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
総人口 (人)	110,174	110,650	111,016	111,463
汲取り人口 (人)	339	323	296	284
浄化槽人口 (人)	6,587	6,434	5,753	4,812
し尿処理量 (kl/年)	667	583	751	666
浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	2,563	2,430	1,994	1,772

出典:「統計ふじみ」

### 施設の概要

施設名称	入間東部地区事務組合 浄化センター	
施設所管	入間東部地区事務組合 構成市町（2市1町）：富士見市、ふじみ野市、三芳町	
計画処理能力	26kl/日（し尿：3kl/日、浄化槽汚泥：23kl/日）	
処理方式	主処理	前処理希釈放流方式
	脱臭処理	高・中濃度：生物脱臭＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
希釈水	地下水	
放流先	荒川右岸流域公共下水道	
し渣処分方法	ふじみ野市・三芳町環境センターごみ焼却施設へ搬入	
汚泥処分方法	希釈後公共下水道放流	
竣工年度	平成30年3月	

## 第2章 生活排水処理の基本方針と目標

### 1. 基本方針

生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、河川等の水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、地域の状況等により、合併処理浄化槽による生活排水処理率向上を図ります。

### 2. 目標

「基本方針」に基づく生活排水処理率の向上を図るため、全ての生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽で処理することを目標とし、生活排水の適正処理を積極的に推進していきます。

## 第3章 生活排水処理の施策

---

### 1. 計画的整備と適切な維持管理

---

#### (1) 公共下水道の整備

---

人口や土地利用の動向を踏まえ、公共下水道の整備を推進します。また、公共下水道供用開始区域において、汲取り便槽や浄化槽を利用している世帯に対し、公共下水道への切り替えを促します。

#### (2) 合併処理浄化槽の普及促進

---

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。単独浄化槽から合併浄化槽に転換するための費用や浄化槽の法定点検に対する補助制度等も検討していきます。

### 2. 収集運搬計画

---

#### (1) 収集運搬計画

---

市内で発生するし尿については、迅速かつ衛生的な収集運搬体制を維持します。また、家庭の汲取り便槽から出るし尿の処理については、処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

#### (2) 収集区域の範囲

---

収集区域は富士見市全般とします。

### 3. 処理計画

---

#### (1) 処理の目標

---

下水道整備の状況を考慮しつつ、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の全量を入間東部地区事務組合の浄化センターで適正に処理していきます。

#### (2) 施設の適正な維持管理

---

処理施設の適正な維持管理を行うため、今後も入間東部地区事務組合と連携していきます。

#### (3) 最終処分の目標

---

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（夾雑物）です。これらは入間東部地区事務組合から搬出され、焼却ないし再利用または埋め立てされます。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう入間東部地区事務組合と連携していきます。